

10 - 1 グローバルな枠組みにおける国際経済の基本的方向付けへの積極的参画

政策所管局課（室）経済局政策課、国際貿易課、サービス貿易室、
世界貿易機関紛争処理室、
知的財産権侵害対策室、経済協力開発機構室
評価年月日 平成 17 年 4 月

<p>政策の目的</p>	<p>WTOを中心とするルールに基づく多角的貿易体制の維持・強化等グローバルな国際経済の枠組みの強化</p>
<p>政策の背景・概要と 必要性</p>	<p>【背景】 戦後の日本は関税及び貿易に関する一般協定（GATT）/世界貿易機構（WTO）によるグローバル・ルールに則った多角的貿易体制の下での自由貿易を通じて今日の繁栄を築きあげてきており、今後も、その体制を強化・発展・改善させることは日本の発展にとって不可欠である。 日本は、現在行われている「ドーハ開発アジェンダ」（WTO新ラウンド）交渉で、貿易の更なる自由化及びグローバル化に対応した新たなルール作りを目指すとともに、重要性を増しつつある途上国の多角的貿易体制への取り込みと貿易の自由化による途上国開発への貢献を課題としながら積極的に交渉に参加することで、国益にかなった野心的かつバランスのとれた妥結に向けて努力している。</p> <p>【必要性】 本政策の目的は、主要国首脳会議（G8サミット）、世界貿易機構（WTO）、経済協力開発機構（OECD）等の各枠組を通じて他の先進国や利害関係の近い国々等との政策協調を行い、わが国にとって好ましい自由かつ開かれた世界的な経済環境整備の流れを形成するとともに、WTO新ラウンド交渉の積極的推進等を通じ、WTOを中心とするルールに基づく多角的貿易体制を維持・強化することである。このような国際経済環境を整備することにより、国際的に経済活動を展開する日本国民の利益をよりよく保護し増進することができる。また、より自由かつ開かれた国際経済環境は中長期的には日本国内市場にも好影響を与え、日本国民全体への利益増進につながる本政策は外務省の所掌事務である対外経済関係に関する外交政策そのものであり、外務省が企画立案及び実施することが必要かつ適当なものである。</p> <p>【概要】</p> <p>【G8サミット】 G8サミットは、国際経済を含めた国際社会の直面する種々の重要課題をG8首脳間で議論し、有効な政策協調を行っていくために重要な役割を果たしており、わが国としてもその議論に積極的に参加し貢献してきている。</p> <p>【WTO】 わが国はこれまでGATT/WTOの多角的貿易体制の下で貿易を行うことで、差別的な待遇を受けることなく自由な貿易を可能にし、経済的な繁栄を享受してきた。現在交渉中のドーハ開発アジェンダ交渉を進展させ、更なる実質的な関税の引き下げや貿易ルールの更なる整備を行うことは、わが国にとって多角的自由貿易体制の維持・発展に寄与する望ましい方策である。</p> <p>【OECD】 OECDは、設立条約に掲げる加盟国の経済成長の向上、途上国経済の発展、世界貿易の拡大に積極的に取組むと共に、教育、科学技術、環境、持続可能な開発、外国公務員に対する贈賄防止、コーポレート・ガバナンス、企業の社会的責任など、新たな課題にも積極的に取り組んでいる。その特色は、相互審査（ピア・レビュー）をはじめとする活動を通じて「先進国標準」が醸成されていくことや、先進国が共通して直面する政策課題についての調査・分析を通じて政策提言を行う先導的役割を果たすことにある。そのような活動は、各分野における国際的なルールメイキング政策協調に直結している。</p>
<p>目的達成のための考 え方</p>	<p>G8サミット、WTO、OECDともに経済分野において国際社会における政策協調、ルールメイキングの役割を果たす最も重要な枠組みであり、これらの枠組みにおける議論に積極的に参画、貢献しわが国にとって有利な形に導くことは極めて重要である。また、近年は途上国の開発問題が特に国際社会における重要テーマとして注目されており、わが国としても同問題に対して、中長期的な途上国を含めた国際貿易体制の安定を目指し、効果的な支援を積極的に実施する必要がある</p>

	<p>【G8サミット】 国際経済の枠組み強化のためにはG8諸国による協調的な対応が強い影響力を有しているため、その対応のあり方を決めるG8サミットの準備プロセスへの積極的参画及び各種作業グループへの積極的貢献が必要。</p> <p>【WTO】 ドーハ開発アジェンダ交渉は、多角的貿易体制の強化のために進められてきているものであるが、平成15年度は、9月のカンクン閣僚会議の失敗に代表されるように、途上国と先進国の間の対立、先進国同士の意見の相違などが解消されることなく交渉が停滞していた期間に当たる。従って、平成16年度においては、交渉を前進させるような施策が必要であり、そのためにわが国を含む各国がもう一度交渉の再開に向けた取組を開始する必要がある。</p> <p>また、今次ラウンドにおける途上国の存在感の高まりを受け、途上国への効果的な支援を通じて、途上国に対するわが国のプレゼンスの向上を目指すこと、及び、それを受けての途上国の更なるコミットメントを促すことも、これまでの議論の展開からも必要。</p> <p>さらに、ロシアやベトナムなど経済的に重要な地位を占めながらも未だWTOに加盟していない国々に対して、WTOの多角的貿易体制への参画を促すことで共通の貿易制度に組み込んでいくことが、中国などいろいろな地域において知的財産権の保護を強化していくことがそれぞれ重要。また、TPR（貿易政策検討）において、わが国の政策の信頼性・透明性を確保することも重要。</p> <p>【OECD】 OECDは2000人余りの職員からなる「世界最大のシンクタンク」として多方面に亘る知見を有するとともに、設立後40年以上に及び政策協調の歴史と経験を蓄積しており、加盟国はもとより、世界の多くの国、専門家にとり参考となる情報が集約されている。従って、上述のルールメイキングや政策協調にあたっては、OECDの持つ「場」としての機能に加え、その蓄積されたノウハウを十分に活用することが必要である。</p>																		
<p>外部要因</p>	<p>【G8サミット】 G8サミットで取り扱われる事項、その内容はわが国以外のG8諸国の立場、G8以外の諸国の動向、国際経済全体の動向に大きく影響を受ける。</p> <p>【WTO】 ドーハラウンドの妥結や貿易ルールの制定については、WTOに加盟している全ての国・地域の政策が交渉に与える影響を無視することができない。</p> <p>【OECD】 OECDの活動においては、加盟国のコンセンサスを基本として方向性を決定する仕組みとなっており、他の加盟国との調整が不可欠である。また、国際社会のグローバル化を踏まえ、多くの経済・社会問題が途上国を中心とする非加盟国との協調を図る必要性が高まってきており、非加盟国のニーズに対応する活動を実施することが重要な要素となっている。</p>																		
<p>投入資源</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">予算</td> <td style="width: 35%; text-align: center;">平成15年度</td> <td style="width: 35%; text-align: center;">平成16年度</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">101.0</td> <td style="text-align: center;">94.9</td> </tr> </table> <p>(注)本省分予算 単位:百万円</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">国際会議参加費</td> <td style="width: 35%; text-align: center;">112</td> <td style="width: 35%; text-align: center;">112</td> </tr> <tr> <td>WTO事務局拠出金</td> <td style="text-align: center;">62</td> <td style="text-align: center;">96</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">人的投入資源 (定員ベース)</td> <td style="width: 35%; text-align: center;">平成15年度</td> <td style="width: 35%; text-align: center;">平成16年度</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">49</td> <td style="text-align: center;">51</td> </tr> </table> <p>(注)本省分職員数 単位:人</p> <p>*G8サミットに関しては、省内関係部局と緊密に連携して業務を行っている。</p>	予算	平成15年度	平成16年度		101.0	94.9	国際会議参加費	112	112	WTO事務局拠出金	62	96	人的投入資源 (定員ベース)	平成15年度	平成16年度		49	51
予算	平成15年度	平成16年度																	
	101.0	94.9																	
国際会議参加費	112	112																	
WTO事務局拠出金	62	96																	
人的投入資源 (定員ベース)	平成15年度	平成16年度																	
	49	51																	
<p>政策の評価</p>	<p>【目的達成に照らしての評価の切り口】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・WTOを通じた多角的貿易体制の強化 ・グローバルな国際経済の枠組み強化へのわが国の貢献度合い 																		

**【政策の目的達成
状況】**

・ WTOを通じた多角的貿易体制の強化

【WTO】

(新ラウンドを通じた取組み)

ジュネーブ代表部の大島正太郎大使(当時)が議長を務めた平成16年7月のWTO一般理事会での枠組み合意の決定によって、以下の事項が決定された。

- (1) 農業分野では、市場アクセス分野における関税削減のための階層方式の導入、センシティブ品目についての考慮、国内支持については貿易歪曲的な国内支持の大幅削減、輸出競争については全ての輸出補助金の期限内の撤廃、および綿花問題における小委員会の設立等。
- (2) 非農産品市場アクセス交渉については、品目毎に適用される定率でない関税削減方式及び分野別関税撤廃の参加のあり方等。
- (3) サービス貿易交渉については、改訂オファー提出の期限の平成17年5月の設定。
- (4) シンガポール・イシューと呼ばれる貿易円滑化、投資、競争、政府調達透明性について、税関手続を含む貿易手続の簡素化を目的とする貿易円滑化についてのみ交渉を開始し、他の3分野については今次ラウンド期間中交渉に向けた作業は行わないこと。
- (5) 平成17年1月1日の交渉期限を延長し、香港における第6回閣僚会議を平成17年12月までに開催することに合意。

こうした決定を基に、WTO新ラウンド交渉はその後事務方による技術的な議論が行われた。それと平行して政治レベルによるインプットも行われ、平成17年1月にはスイスのダボスで、3月にはケニアのモンバサでそれぞれ非公式閣僚会合が開催された。この中では、7月までに、香港閣僚会議に向けた合意案の第一次案である「たたき台」を作成することが決定された。このような動きはWTO新ラウンド交渉の成功に向けて重要な一歩であり、こうした努力や成果を積み重ねていくことで交渉を妥結させ、多角的自由貿易体制の強化をさらに発展させる必要がある。こうした流れは、多角的貿易体制の下で経済的な繁栄を築いてきたわが国の国益にも適うものである。

【その他取組み】

WTOには、新ラウンド交渉のアジェンダの他にも多角的自由貿易体制の基礎を支える多くの機能があり、わが国としても積極的に強化・発展を図っていくことが重要である。

- (1) 開発問題については、着実な技術支援の結果が、7月一般理事会におけるシンガポール・イシューの一つである貿易円滑化の交渉化等、ラウンドの前進に結びついた。
- (2) WTO加盟交渉の中でも、現在は特にロシアとベトナムについて重点的に交渉が行われている。ロシアとの二国間加盟交渉に関しては、モノの分野での交渉が実質決着、また、サービスの分野での交渉も実質決着した。また、ベトナムとの二国間加盟交渉に関しては、精力的に交渉を行ってきており、モノ及びサービスの両分野で進展がみられた。
- (3) わが国は国際的な貿易紛争を解決するためにWTOの紛争処理手続を活用し、多角的貿易体制の安定性及び予見可能性の向上に貢献した。例えば、平成16年には、米国の「1916年AD法」に関して、紛争処理制度の適切な運用により、米国において同法が廃止された。また、わが国の「リンゴ火傷病」「のりIQ制度」及び「米国のバード修正条項」「ゼロイング」の問題に関して紛争の解決のため適切に制度の活用をはかっている。
- (4) 新規加盟国の義務履行に関しては各種レビュー制度を活用し義務の履行を促している。中国を例にとると、経過的審査制度を利用した各種委員会での議論において中国側の国内制度に問題のある点を指摘し、日中二国間協議を有機的に活用し中国側の義務の履行を促した。その結果、貿易権の開放等に係る詳細規則の明確化等中国側の国内制度の改善が見られた。
- (5) 知的財産権の保護に関しては、地理的表示の保護に関する交渉において、加盟国における負担にも配慮しつつ、バランスの取れたルール作りを構築していくことを目指している。
- (6) TPR審査(Trade Policy Review:貿易政策検討・WTOにおいて各国がお互いの経済政策を審査する制度。わが国は2年に一度受けることとなっている)に関しては、17年1月に対日TPRが行われ、わが国の政策に関するわが国政府報告書の作成及び各国からの質問への回答を行った。また、各加盟国のTPRに際しても、積極的に我が方より質問を行っている。

・ グローバルな国際経済の枠組み強化へのわが国の貢献度合い

【G8サミット】

シーアイランド・サミットで発出された成果文書のそれぞれに、わが国の考えを反映させ、わが国にとって望ましい形での国際経済の枠組みの強化を図ることができた。また、「持続可能な開発のための科学技術：3R行動計画と実施の進捗」については、わが国の提案で作成され、G8首脳の賛同を得たが、環境に配慮した持続可能な形での経済活動の世界的な推進というわが国として望ましいと考える政策をG8として進めていくことに成功した。

【OECD】

- (1) ルールに基づく多角的貿易体制における自由貿易を支援し、現在及び将来のWTO交渉を促進することを使命に掲げるOECD貿易委員会等においては、他のOECD委員会や国際機関とも連携し、同使命に向けて活発な取組を行った。その結果は、わが国を含む加盟国のみならず、アウトリーチ活動や各種成果物等を通じた様々な形で、非加盟国に対する支援として、現在のWTOの新ラウンド交渉を牽引することが期待されている。
- (2) OECDの研究活動のわが国国内での普及に関しては、年1回発行される対日経済審査報告書を始めとする各分野での報告書や研究成果が、国内の経済・社会システム及び経済政策に対する有益なインプットとして活用されるよう関係省庁に対して働きかけを行っており、わが国の政策改善に寄与している。
- (3) 平成16年4月の理事会において、わが国の在OECD大使が議長を務めてとりまとめた、加盟国選定のための基準、加盟プロセス、規模、非加盟国との関係について整理を行ったレポートが了承された。同レポートはその後の非加盟国との関係の議論（多様的関与と戦略）の基礎となっている。また、中東・北アフリカ（MENA）地域、アジア地域、及びOECDとAPECとの共同事業等への積極的関与を通じて、グローバルな国際経済の枠組み強化を掲げるわが国理念の世界への発信が行われ、わが国のプレゼンス向上につながった。
- (4) 昨年7月に公表された「対日規制改革フォローアップ審査報告書」にて指摘された独占禁止法上の課徴金引上げがその後の法改正に反映されたように、各分野での出版物や審査報告書を通じてグローバルな国際経済の枠組みから国内関係各所へのインプットが図られた。

【目的と手段の
関係の適切性】

【G8サミット】

G8サミットの準備プロセスへの積極的参画及び各種作業グループへの積極的貢献は、わが国として国際経済体制の強化に向けて貢献するために必要不可欠なものであると言える。

【WTO】

新ラウンド交渉を成功裏に妥結させることで、これまでわが国の経済活動を支えてきた自由貿易体制をさらに発展させることがわが国の国益である。そのためには新ラウンド交渉をわが国に望ましい形で妥結させることが必要であり、交渉の議論に積極的に参加するのみならず、各国との意見交換、情報収集なども積極的に行う必要がある。また、途上国と協力関係を築いていくことも重要である。このような施策の実施は、自由貿易体制の強化の上で、適切な手段であったと言える。

【OECD】

OECDは、経済・社会分野において各分野での国際的なルール作りに大きな影響力を有しており、各取組にわが国として積極的に貢献し、わが国理念の世界への発信を行うことは、目的達成には必要不可欠なものであると言える。また、「先進国標準」が醸成される相互審査（ピア・レビュー）をはじめとしたOECD活動への参画は、日本自身の経済・社会システム改善努力に実際に役立つものである。

分
析

【G8サミット】

- (1) 資源の有効利用を通じて環境と経済の両立を図り、循環型社会の構築を目指すわが国の提案「3Rイニシアティブ」の取組は、資源を持たずに科学技術立国として経済大国となったわが国の取組が他のG8諸国に認められたことを示している。

【WTO】

- (1) わが国は多くの分野で交渉グループを形成し、そこでわが国の主張を行い、多くの主張を反映させてきた。また、グループ間での情報共有も進んだ。さらに首脳をはじめ多くの関係者が様々な会談や国際会議の場で繰り返しWTOについて発言したことで、有益な意見交換を数多く行うことができた。
- (2) 実際の交渉においても、7月合意においては農業のセンシティブティなどわが国の主張がある程度反映された内容となっており、これは、交渉に対してわが国が行った働きかけが一定

	<p>の効果を上げたことを示している。</p> <p>(3) 最終的な成果は本年12月の香港閣僚会議、ひいてはその後の交渉の妥結によってもたらされることとなる。</p> <p>【OECD】</p> <p>(1) わが国は に記載のとおりOECDの拡大に関する問題を整理したレポートをとりまとめた他、各種会合においても積極的に出席・発言を行い、各種原則・ガイドライン等の「先進国標準」の作成に貢献しており、OECDを通じたわが国の理念の世界への発信が一定の効果をもって実施されていると考えられる。また、「対日規制改革フォローアップ審査報告書」に関しては、指摘事項が独占禁止法の改正（課徴金引き上げ）に反映されている等、OECDにおける知見のわが国の経済・社会システムへの改善への活用に関しても、一定の効果が上がっていると考えられる。</p>
<p>【今後の課題】</p>	<p>【G8サミット】</p> <p>平成17年のグレンイーグルズ・サミットにおいては、アフリカ開発と気候変動が2つの主要テーマとして取り上げられるところ、同年9月に予定されている国連ミレニアム宣言に関する首脳会合等も念頭に置いて、わが国として途上国支援を積極的に打ち出していく必要がある。</p> <p>【WTO】</p> <p>WTO新ラウンド交渉の最終的な妥結に当たっては、わが国にとって望ましいバランスを構築することが必要である。WTOは基本的にあらゆる決定が加盟国のコンセンサスによるために、加盟国の多数を占める途上国による合意内容への支持を欠かすことが出来ない。わが国の主張をより効果的に交渉に反映させていくためにも、開発の議論において積極的に技術支援等を行い、途上国との相互理解を深めておく必要がある。そのためには途上国支援のためのスキームをわが国が準備していることが重要であり、一つの例としては、統合フレームワークによるLDC支援を今後わが国として積極的に進めていくことが挙げられる。</p> <p>【OECD】</p> <p>昨今の国際社会の相互依存の深化、グローバル化を踏まえ、国際的に調整を図る分野の多様化、複雑化及び関与する国の増加等が進む中、わが国としてもOECDの存在理由を維持・発展させるべく、議論に積極的に関与・貢献していく必要がある。例えば、非加盟国との協力、国際的なルール作りに関する取組みを強化すべきである。また、各種原則やガイドライン等及び相互審査（ピアレビュー）が、わが国の経済・社会システムへの改善により一層活用されるよう、各種会合においてわが国が直面する課題に関連の深い議論・活動が行われるよう積極的なリードを行っていくことが重要であると考えられる。</p>
<p>【政策への反映】（ 予算・機構・定員要 求への反映）</p>	<p>【一般的な方針】</p> <p>【G8 サミット】</p> <p>国内財政状況が厳しい状況下ながら、わが国としても積極的に途上国支援に取り組んでいく必要があり、アジア諸国の発展におけるわが国貢献の経験を活かして積極的に議論に参加し、バランスのとれた方向性が打ち出されるよう取り組んでいく。</p> <p>【WTO】</p> <p>WTO 新ラウンド交渉に関しては、途上国への配慮を念頭に置きながらも、わが国の主張が反映され、バランスのとれた合意がされるよう交渉に取り組んでいく。</p> <p>【OECD】</p> <p>OECD のような国際機関においては、単年度・単発の提案・活動ではなく、継続的にわが国の理念を表明し、積極的に議論に関与していくことが OECD を通じてのわが国の国際貢献、プレゼンス向上につながると思われることから、引き続き OECD を通じたわが国の理念の世界への発信及び OECD の知見のわが国経済・社会システムへの活用において継続していく。とりわけ、上述の通り、OECD がグローバルな役割を果たすため、非加盟国が関与する活動を積極的に協力していく。</p> <p>【事務事業の扱い】</p> <p>【G8 サミット】</p>

主要先進国首脳会議の準備プロセスへの積極的参画及び各種作業グループへの積極的貢献

今のまま継続

【WTO】

交渉プロセス全体を牽引するためのイニシアティブ発揮を通じた WTO ドーハ開発アジェンダ交渉活性化への貢献

拡充強化

WTO 交渉における途上国に係る開発問題への積極的な取組み、途上国の懸念に応える方策の検討や キャパシティ・ビルディングの実施

拡充強化

ロシア・ベトナム等との WTO 加盟交渉の促進

今のまま継続

新規加盟国（中国等）の義務履行状況の改善

今のまま継続

紛争処理手続の適切な運用を通じた多角的貿易体制の強化

今のまま継続

海外における知財関連の問題への対応の強化

今のまま継続

貿易政策検討制度（TPR）への積極的な取組

内容の見直し

【OECD】

様々な分野における OECD 活動への可能な限りの積極的な関与

今のまま継続

OECD 活動を通じて得られた成果のわが国の経済・社会システム及び経済政策への活用。OECD の活動や報告のわが国国内への積極的な広報

今のまま継続

OECD による一層積極的な非加盟国協力活動の支援・促進

今のまま継続

【概算要求、機構・定員要求への反映】

	概算要求	機構要求	定員要求
反映方針			

第三者の意見

【G8サミット】

「G8 サミットにおける日本の役割と今後の課題」

(1) G8 シーアイランド・サミットにおける日本の立場については、「首相は日本経済が内需主導の成長過程にあり、それが自ら取り組む構造改革の成果であることを強調し、評価された。内外に日本経済の「復権」をアピールした点では、一定の成果をあげたと言える。(『読売新聞』平成 16 年 6 月 12 日)」「今回のサミットで首相はさまざまな場面で一定の地位の確保を印象づけた。・・・イラクへの自衛隊派遣など、今回のサミットは日本が他国並みの国際貢献に踏み出したことをアピールする場となり、それが結果として首相の発言力を強めたのは間違いない。(『産経新聞』平成 16 年 6 月 12 日)」という肯定的な意見も見られたものの、「G8 で合意したことで、核問題と拉致問題の解決に向けた日本政府の国際的な責任も重くなった。(『毎日新聞』平成 16 年 6 月 13 日)」と個別議題における日本の更なる努力を促す意見、また、中国やインドといったアジア新興経済諸国の台頭を受け、「日本は、世界とアジアの中での日本の役割と外交における G8 サミットの意義をより明確にし、G8 多角主義を活性化する外交を推進するべきだ。(『朝日新聞』平成 16 年 6 月 17 日)」等日本外交における G8 の位置付けについての指摘も見受けられた。

【WTO】

「WTO 新ラウンド交渉における日本の役割」

(1) 今回の交渉では大島正太郎 WTO 一般理事会議長が大きな役割を果たした。だが、焦点となった農業交渉の調整はグローサー農業交渉議長と NG5（米国、EU、インド、ブラジル、オーストラリア）が務め、日本の出番は限られていた。コメの保護政策堅持を交渉の中心に据える以上、全体構想をリードできなかったのは当然であろう。

戦後、GATT や WTO によって大きな利益を得てきた日本が、WTO が危機に瀕しているときに、コメ政策の行方に一喜一憂していいのだろうか。国際貿易秩序において途上国をどのように位置づけるべきかが中心問題である以上、WTO の将来ビジョンの中で、その会を用意しようとする積極的な姿勢が望ましい。

(平成 16 年 8 月 18 日付け日経新聞「経済教室」小寺彰東京大学教授より。)

	<p>(2) 新ラウンドは、農産物や鉱工業製品、サービスなど幅広い世界貿易の自由化促進に向けた新たな環境作りを目指す。全加盟国・地域共通のルールで貿易が円滑に拡大していけば、世界経済の持続的な発展の大きな力になる。</p> <p>2001 年秋に始まった交渉は、先進国と開発途上国、農産物輸入国と輸出国の対立で難航を重ねている。昨年夏にルール作りの前提となる枠組みで合意したが、対立はその後も解消していない。</p> <p>12 月の閣僚会議までに全分野の細目で基本合意するのは至難としても、まず農業など核となる部分について、対立を克服していく努力が必要である。</p> <p>焦点となっている農産物の関税率引き下げや低関税輸入数量枠の数値、例外品目の設定、輸出補助や輸出促進的な国内助成の撤廃・削減の実施方法などの詰めに、各国は全力を傾けるべきだ。</p> <p>最終決着のめどが立たない新ラウンドを尻目に、二国間の自由貿易協定 (FTA) 交渉が加速している。</p> <p>だが、新ラウンドと整合的に進められなければ、国別、地域別のルールが入り乱れ、協定からはずれた国は自由化の恩恵にあずかれないなど、世界貿易の自由化、円滑化の妨げになる。貿易立国の日本にとって大きなマイナスだ。</p> <p>日本は FTA 交渉で、先行する米国や欧州、中南米諸国に追いつこうと懸命だが、新ラウンド促進でも、積極的な役割を果たすことを忘れてはならない。</p> <p>(平成17年 1 月31日付け読売新聞より。)</p> <p>【OECD】</p> <p>「グローバルな枠組みにおける国際経済の基本的方向付けへの積極的参画 (OECD) 」</p> <p>(1) 「 OECD は今や、加盟国が30カ国で、今後も拡大が避けられない。創設以来の、仲間内で経済運営を監視し合うという機能は限界にきている。全会一致方式の見直し議論などもそうした脈絡から出てきている。次期事務総長には転換期のOECDの方向付けという重い責務がある。たまたまアジアから出たということでは済まされない。日本としてのOECD改革案を具体的に提示し、加盟国の納得を得ることが政府、とりわけ、外務省に求められている。」(平成17年 4 月17日掲載毎日新聞「社説」より)</p> <p>(2) 「 経済協力開発機構 (OECD) は中東・北アフリカ諸国の要請を受け、同地域の経済・行政改革の計画づくりに乗り出す。OECDが加盟国の経済審査報告で用いている手法を適用、国別・分野別に2007年末までに実行すべき施策を具体的に示す。(中略) OECDは加盟国の政策や制度を比較して、各国に具体的な提言をする経済政策の“ 指南機能 ” に定評がある。中東では、「投資」と「行政 (司法を含む) 」の二分野で実行計画を作る。(中略) 進捗状況を第三者の目でチェックするOECDの手法が導入されれば、各国が国内の反対勢力を抑えて改革を進める支援効果が期待できる。」(平成17年 2 月24日掲載日経新聞記事「OECD 中東に改革指南」より)</p>
<p>評価総括組織のコメント</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ WTO 新ラウンド交渉への取組を始め、G 8 サミット、OECD での積極的取組み・努力の結果、政策目的達成に向けた進展がみられる。 ・ 「政策目的達成に照らしての評価の切り口」から、実績がわかりやすく説明されている。但し、評価の対象となる政策を総覧する分析及び手段の体系化について工夫の余地がある。 ・ 今後の課題及び評価を踏まえた政策の方向性は明確であり、概ね妥当である。 ・ 17 年度の重点外交政策である。 ・ 18 年度の重点外交政策である。

事務事業の評価

【G8 サミット】

事務事業名	主要先進国首脳会議の準備プロセスへの積極的参画及び各種作業グループへの積極的貢献	
事業の内容及び必要性	<p>【内容・必要性】</p> <p>G8サミットは、国際経済を含めた国際社会の直面する種々の重要課題をG8首脳間で議論し、有効な政策協調を行っていくために重要な役割を果たしているが、G8サミットで決められるこれらの協調行動がグローバルな国際経済の枠組みの強化に役立つものとなるよう積極的に準備段階から議論に参画していく必要がある</p> <p>【平成16年度の実績】</p> <p>平成16年度は、米国シーアイランドにおける主要先進国首脳会議（G8サミット）の準備首脳会議当日の総理の補佐及びそのフォローアップに関する事務を行った。</p>	
具体的成果	<p>シーアイランド・サミットで発出された成果文書のそれぞれに、わが国の考えを反映させ、わが国にとって望ましい形での国際経済の枠組みの強化を図ることができた。特に、「持続可能な開発のための科学技術：3R行動計画と実施の進捗」については、わが国の提案で作成され、G8首脳の賛同が得られ、環境に配慮した持続可能な形での経済活動の世界的な推進というわが国として望ましいと考える政策をG8として進めていくことに成功した。</p>	
総合的評価	結果	<p>拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止</p> <p>（具体的対応方針：G8各国との協調を深めつつ、国際社会の重要課題に対処し、わが国にとって望ましい国際経済の枠組みの強化に努める。）</p>
	理由	<p>G8サミットにおいては、その時々にも最も重要と認識され、首脳間で議論し対処していくことが適当な国際経済を含めた国際社会の課題を常に取り扱うため、そこにわが国が積極的に参加し、貢献していくことはわが国がグローバルな国際経済の枠組みを望ましい形で強化するために必要。</p>

事務事業の評価

【WTO】

事務事業名	交渉全体を牽引するためのイニシアティブ発揮を通じたWTOドーハ開発アジェンダ交渉活性化への貢献	
施策の内容及び必要性	<p>【内容・必要性】</p> <p>世界経済の自由化をさらに促進するWTO新ラウンド交渉の進展に当たっては、わが国の主張を反映させバランスのとれた交渉の妥結がなされるべきであり、このためにも積極的に交渉に参加していく姿勢が重要。また、積極的に人的交流や意見交換を図ったり、わが国からの様々な提案を行うことで、わが国のプレゼンスを維持・強化していくことが必要である。</p> <p>【平成16年度の実績】</p> <p>(1) 閣僚会議や一般理事会、各交渉の作業部会など様々な場において、積極的にわが国の意見を発信し、交渉を行った。</p> <p>(2) 平成16年11月にTICADが東京で開催された際にアフリカ諸国と意見交換を行った。</p> <p>(3) 平成17年1月にはグローサーWTO農業交渉議長を日本に招聘し、わが国の政策を説明し、関係者とも意見交換を行った。</p>	
具体的成果（有効性）	<p>平成16年7月の枠組み合意では、農業分野におけるセンシティブ品目の関税削減交渉における特別な配慮など、わが国の主張がある程度反映されたものとなった。これは今後より詳細に関税削減方式が決定されていく上で、わが国の利益を確保する上での基礎となった。</p>	
総合的評価	結果	<p>拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止</p> <p>（具体的対応方針：新ラウンド交渉の各分野において、各省において有益なインプットを行うことや我が国主催で高級事務レベル会合を開催するなど積極的に交渉に参加し、主張を行っていく。）</p>
	理由	<p>新ラウンド交渉は、平成17年12月の香港国際会議、ひいては最終的な交渉の妥結を控え、今後具体的な数字も入った厳しい交渉が行われることとなる。わが国の利益を確保するためにも、これまで以上に交渉に積極的に参加していく必要がある。</p>

事務事業の評価

事務事業名	WTO交渉における途上国に係る開発問題への積極的取り組み、途上国の懸念に応える方策の検討やキャパシティ・ビルディングの実施	
事業の内容及び必要性	<p>【内容・必要性】</p> <p>今次ラウンド交渉の正式名称は「ドーハ開発アジェンダ」であり、途上国（特に後発開発途上国）の多角的貿易体制参画を通じた開発を主要目的としており、貿易関連技術支援、キャパシティ・ビルディング（TRTA/CB）を重視。本事業はWTOが行っているTRTA/CB活動である技術協力計画への拠出や改善のための議論を通じ、途上国の交渉への前向きな姿勢を引き出し、わが国に有利な交渉を進めるために必要。</p> <p>【平成16年度の実績】</p> <p>（1）技術協力計画の財源であるグローバル・トラスト・ファンドに8300万円を拠出。 （2）中東地域を対象とした貿易円滑化セミナー（6月、於・レバノン）をWTOと共催。</p>	
具体的成果	平成15年のカンクン閣僚会議決裂以降、停滞していた交渉は、昨年7月の一般理事会決定で軌道に戻った。途上国を含む全加盟国で合意が得られた一因としては、わが国を含む先進国が、技術協力計画を通じて着実に技術支援を実施してきたことがある。特に、新分野の一つとして途上国の警戒感が強かった貿易円滑化の交渉化成功は、これまでの着実な技術支援の成果と言える。	
総合的評価	結果	<p>拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止</p> <p>（具体的対応方針：今後とも途上国の開発問題に対する取組みをこれまで以上に積極的に行っていく。具体的には、例えば従来出席していないような途上国主催の会議に出席するなど、途上国との対話を一層強化し、また、途上国産品の市場アクセスの拡大や供給能力向上などの具体化に努力する。）</p>
	理由	今年12月の香港閣僚会議、平成18年中の交渉妥結を目指して途上国の積極姿勢を引き出すには、統合フレームワークによるLDC支援など取組みをさらに強化する必要がある。

事務事業の評価

事務事業名	ロシア、ベトナム等とのWTO加盟交渉の促進	
事業の内容及び必要性	<p>【内容・必要性】</p> <p>未加盟国がWTOに加盟して、共通の貿易制度であるWTOルールに従って経済活動を行うことが、自由貿易を公正に行うことにつながるとして、これまでWTO加盟に向けた交渉を行うことを歓迎してきた。</p> <p>特にその中でも現在は、ロシア・ベトナムとの二国間・多数国間交渉の実施が大きな焦点となっている。特にロシアやベトナムなど経済的に重要な地位を占めながらも未だWTOに加盟していない国々に対して、WTOの多角的貿易体制への参画を促すことで共通の貿易制度に組み込んでいくことが重要である。</p> <p>【平成16年度の実績】</p> <p>（1）ロシアとの二国間加盟交渉に関しては、平成16年秋以降、事務レベルで精力的に詰めの交渉を行った。 （2）ベトナムとの二国間加盟交渉に関しても、平成16年秋以降に、事務レベルで精力的に交渉を行っている。</p>	
具体的成果	平成17年1月の町村大臣訪露の際のフリステンコ産業エネルギー大臣との会談で、モノの分野での交渉が実質決着した。	
総合的評価	結果	<p>今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止</p> <p>（具体的対応方針：今後も新規加盟国に加盟交渉について積極的にわが国としても参加していく。特にロシアとベトナムについては重要視し、加盟交渉を進展させていく）</p>
	理由	加盟希望の国を早くWTOに加盟させ、共通の貿易ルールの下に組み込むことは重要であるため。また特に、ロシア、ベトナムとも年内の加盟を目指しており、今後交渉が加速化することが想定されるため。

事務事業の評価

事務事業名	新規加盟国（中国等）の義務履行状況の改善	
事業の内容及び必要性	<p>【内容・必要性】</p> <p>WTOにおける各種レビューを活用し新規加盟国の義務の履行を促す。新規加盟国が義務を履行しない場合、加盟国間の権利義務に不公平が生じ貿易摩擦の惹起、加盟国間の貿易を規律する共通の制度への信頼性の欠如等を惹起することを防止する必要がある。</p> <p>【平成16年度の実績】</p> <p>(1) 中国を例にとると、各種委員会の経過的審査制度、法令レビュー等の議論において、積極的に中国側の国内制度の問題点、履行状況の問題点を指摘・質問し、中国側の国内制度の明確化を働き掛けてた</p> <p>(2) また、WTOでの議論を踏まえ、各種日中二国間協議と有機的に連携し中国側の義務履行を促した。</p>	
具体的成果	わが国の働きかけ等により平成16年度においては、コークスの輸出規制問題の改善、銅輸入措置の改善、貿易権の開放等に係る詳細規定の明確化等中国側が制度、運用を改善した。また、米国が中国の半導体増値税の還付問題を中国側と協議した際、わが国はWTOの手に則り、第三国として協議に参加し、中国側が措置の撤廃を行った。	
総合的評価	結果	<p>拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止</p> <p>(具体的対応方針：他の加盟国とも協力し、中国の経過的審査制度のより効果的な運用を促す。)</p>
	理由	WTO加盟後、日中間の貿易量は伸びており、共通の国際ルールに則った適切な貿易機会の確保が両国の発展にとって不可欠であり、そのためにも中国側の加盟義務不履行を正していく必要がある。

事務事業の評価

事務事業名	紛争処理手続の適切な運用を通じた多角的貿易体制の強化	
事業の内容及び必要性	<p>【内容・必要性】</p> <p>WTOの紛争解決制度は、個別の紛争の解決を図るのみならず、多角的貿易体制に安定性及び予見可能性を与える中心的な要素であり、同制度が対象協定に基づく加盟国の権利及び義務を維持し解釈に関する国際法上の慣習的規則に従って対象協定の現行の規定の解釈を明らかにすることに資するものである。多角的貿易体制の下での利益を享受しているわが国としては、本制度の適切な運用及び強化を行い各国間の信頼醸成に貢献する必要がある。</p> <p>【平成16年度の実績】</p> <p>平成16年の取組としては、例えば米国の「バード修正条項」の問題に関して、米国がWTO協定違反とされた措置を是正していないことに対して、EC、加等他の協同申し立て国と協調しながら、WTO紛争処理手続に則り米国に対する対抗措置の承認を獲得（わが国にとり、WTOの下で初）米国側の措置の是正を促した。</p>	
具体的成果	<p>(1) 「バード修正条項」については、米国議会において廃止法案が提出された。</p> <p>(2) 「1916年AD法」に関して、働きかけにより、平成16年度に同法が廃止された。</p> <p>(3) 米国がわが国のリンゴ火傷病にかかる植物検疫制度について、わが国の制度のWTOとの関係の明確化及び米国との経済問題解決の前進がみられた。</p>	
総合的評価	結果	<p>拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止</p> <p>(具体的対応方針：貿易紛争に関して適切な制度の活用とともに、WTOの紛争処理への第三国参加の制度の活用、紛争解決了解の改正交渉への貢献を通じて、より安定的な制度の構築を目指す。)</p>
	理由	WTOの紛争処理制度は国内的にも国際的にも上手く機能していると評価されており、わが国のWTOにおける権利の確保、多角的貿易体制の安定性及び予見可能性の向上のため引き続き制度の適切な活用及び必要な改善を行っていく必要がある。

事務事業の評価

事務事業名	海外における知財関連の問題への対応の強化（TRIPS理事会特別会合における交渉）	
事業の内容及び必要性	<p>【内容・必要性】</p> <p>地理的表示の保護に関する交渉において、わが国の利益を反映しつつ、国際的な地理的表示の保護を円滑に行えるようバランスの取れた多数国間通報登録制度を構築すべく交渉に積極的に参加した。</p> <p>【平成16年度の実績】</p> <p>支持メンバーの拡大を目指し、既に提出されている日米等共同提案の追加説明を行った。</p>	
具体的成果	新ラウンド交渉における地理的表示の多国間通報登録制度についてTRIPS理事会特別会合の議論を通じて、一般理事会及びTNCへの報告書作成に示されるように、当該交渉項目に関する各加盟国の理解が深まったと言える。	
総合的評価	結果	<p>拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止</p> <p>（具体的対応方針：TRIPS理事会特別会合における交渉に積極的に参加する。）</p>
	理由	新ラウンド交渉は、平成17年12月の香港国際会議、ひいては最終的な交渉の妥結を控え、今後数字を巡る厳しい交渉が行われることとなる。わが国の利益を確保するためにも、これまで以上に交渉に積極的に参加していく必要がある。

事務事業の評価

事務事業名	貿易政策検討（TPR）への積極的取組	
事業の内容及び必要性	<p>【内容・必要性】</p> <p>TPR（貿易政策検討）とは、WTO加盟国同士がお互いの経済政策や国内措置について相互に検討し、相互理解の深化、及び問題点の改善を行うことを主眼に置いた制度である。当該審査においては、経済政策やこれまでの成果を表明する場であるのみならず、各国からの疑問、不満等に公的な場で対応する機会である。このような機会を利用して、わが国の政策に対する誤解を正し、わが国の政策を対外的にアピールすると共に、各国の政策を精査する機会とすることが重要。</p> <p>【平成16年度の実績】</p> <p>（1）事務局による報告書の作成時の質問、及び各国からの質問は併せ数百に及び（平成16年度審査の各国からの質問は450を超えた）、関係各省を巻き込んで解答作成作業が行われた。</p> <p>（2）わが国への審査の他にECや韓国など16カ国に対して審査が行われた。</p>	
具体的成果	<p>（1）日本政府は全ての質問に返答を行い、日本政府代表団の回答内容及び口頭での質問への返答には各国から賛辞が寄せられた。</p> <p>（2）平成16年度はわが国の他にECや韓国など16カ国の審査が行われ、各国の貿易政策の透明性を確保するための取組が続けられた。このような取組を続けることで、自由貿易を担保することに成功した。</p>	
総合的評価	結果	<p>拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止</p> <p>（具体的対応方針：わが国から、接到した質問に回答するのみならず、積極的に日本側から対外的に重要な施策等について発信していく。また、各国の経済政策について更なる精査を行う。）</p>
	理由	わが国の経済政策、貿易政策について各国に向けて発信する重要な機会に、当方からアピールしたい内容などを審査時に発信するなど、これまで以上にTPRを積極的に活用していくことが求められているため。

事務事業の評価

【OECD】

事務事業名	様々な分野におけるOECD活動への可能な限りの積極的な関与	
施策の内容及び必要性	<p>【内容・必要性】</p> <p>加盟国の経済成長、途上国経済の発展、世界経済の拡大といったOECDの活動目的の達成に寄与するために、各種活動に関する会議等には、パリの常駐代表部や本国（当室及び省内関連課室（注）並びに関連府省担当課室）から担当者を派遣し、積極的に議論に参加・リードすることによって、経済・貿易・開発をはじめとする各分野での国際的なルール作り及びより良い政策に向けた議論に対し、積極的な貢献を行い、わが国理念の世界への発信を行っていく必要がある。</p> <p>【平成16年度の実績】</p> <p>（１）平成16年度においては、OECDの拡大とアウトリーチ戦略の取り纏めに際し、同年４月の理事会において、加盟国選定のための基準、加盟プロセス、規模、非加盟国との関係について整理を行ったレポート（注：OECD日本代表部登大使（当時）の名をとり、「登レポート」と呼ばれる）をわが国から提案し、了承された。</p> <p>（２）一昨年にわが国が提案した「開発のための投資戦略」を、地域的に具体化する事業として「OECD中東北アフリカ（MENA）イニシアティブ」が開始された。（わが国は、同事業における「投資運営グループ会合」の共同議長を務める等貢献。）</p>	
具体的成果（有効性）	登レポートは、その後の非加盟国との関係の議論（多様な関与戦略）の発端となっており、これはOECDにおける議論に対し、わが国理念が多分に反映され、OECDの場におけるわが国の積極的な国際貢献が継続的に実施されているといえる。	
総合的評価	結果	<p>拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止</p> <p>（具体的対応方針：各種活動に関する会議等には、今後とも積極的に参加・関与することにより、わが国が提案した活動のモメンタムの維持・向上、成果の実現に努めていくこととする。）</p>
	理由	上記に見られるようにOECDの場においてわが国の理念を表明し、積極的に議論に関与することは、OECD内でのわが国の国際貢献、プレゼンス向上につながると考えられることから、上記施策を継続することが必要と考える。

（注）関係する課室：経済局調査室、経済安全保障課、国際貿易課、経済協力局開発計画課等

事務事業の評価

事務事業名	OECD活動を通じて得られた成果のわが国の経済・社会システム及び経済政策への活用。OECDの活動や報告のわが国国内への積極的な広報	
事業の内容及び必要性	<p>【内容・必要性】</p> <p>OECDの場において醸成された「先進国標準」は、加盟国における実際の政策に反映されて意味をもつものであるため、出版物や審査報告書として公表される活動成果、相互審査（ピア・レビュー）の結果については、その内容を関連省庁や関係諸方面に周知することによって、各分野における国際的なグッドプラクティスの認知・普及につとめていくことが重要である。</p> <p>【平成16年度の実績】</p> <p>(1) 平成16年度においては、7月に公表された「対日規制改革フォローアップ審査報告書」にて指摘された独占禁止法上の課徴金引上げが、その後の法改正に反映された他、PISA（学習到達度調査）の結果も関係方面にて重く受け止められている。また、「OECDコーポレート・ガバナンス原則」の改訂に際し、和訳版の冊子を作成し、国内上場企業、機関投資家等の関連団体に配布を行い、同原則の普及・周知に努めた。</p> <p>(2) また、平成16年はわが国のOECD加盟40周年にあたり、これを記念して「OECDからのメッセージ：日本経済の進路と残された課題」と題するシンポジウムを開催し、わが国として参考となるOECDの諸活動の成果の紹介等を行った。</p>	
具体的成果	各種先進国標準（勧告等）に基づき政策に反映された事項の成果を短期間のうちに評価することは困難であるが、上記課徴金の引き上げに関しては公正な競争環境の整備に繋がるものであると海外より一定の評価を得ており、PISAの結果についても将来的なわが国の教育政策に大きな影響を与えるものであると評価できる。	
総合的評価	結果	<p>拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止</p> <p>(具体的対応方針：OECDの場において策定される原則・ガイドライン・勧告等に関しては、その議論段階から適切にフォローを行い、国内関係方面への情報のインプットに務めることとする。)</p>
	理由	上記のとおり、OECDにおける議論やピアレビューの審査結果は、わが国の法制度改正やその後の政策に少なからず有益な影響を与えており、今後とも継続して関係各所に活動報告・評価結果等のインプットを図っていくことが必要である。

事務事業の評価

事務事業名	OECDによる一層積極的な非加盟国協力活動の支援・促進	
事業の内容及び必要性	<p>【内容・必要性】</p> <p>わが国は、OECDによる非加盟国協力活動の方向性について積極的にアドバイスを行っている主な具体例を挙げると、昨年5月の閣僚理事会においては、中東・北アフリカ(MENA)地域の成長、安定のため、MENA諸国による改革支援を目的として、MENA諸国がOECD諸国と共同して投資環境やパブリックガバナンスの改善を実施していくプログラムが議論され、わが国は積極的に支持を表明した。同プログラムは、同年11月にOECD-MENAイニシアティブ(3ヵ年プログラム)として実施していくことが決定された。(わが国は投資プログラムに関し、必要な拠出を実施しているほか、同プログラムの「運営グループ会合」の共同議長を務めており、ガバナンス・プログラムについても応分の負担を表明している。)その他、わが国は特にアジアを対象とする非加盟国協力活動を支援している。</p> <p>【平成16年度の実績】</p> <p>(1)平成16年度中は、インドにおける国際投資グローバルフォーラムに積極的に参加(政策枠組の議題において共同議長)したほか、中国とは、知的所有権に関するワークショップ(4月)や統計に関するワークショップ(12月)を開催した。</p> <p>(2)また、OECDとAPECの共同事業である「規制改革統合チェックリスト」の作成作業を支持した。</p>	
具体的成果	<p>(1)上記活動は3ヵ年プログラムであり、現在継続中のものであるが、MENA地域の成長と安定は、わが国のエネルギーのみならず安全保障の観点からも重要であることから、同活動に対する貢献が、投資環境の改善を通じてわが国投資家の保護の進展を期待できるという点でわが国の利益に資する効果が期待される。</p> <p>(2)また、MENA諸国側としては、同地域がかかえる深刻な人口増加と雇用問題に対処するためまた石油等特定産品に依存した経済構造を有する国が多く、持続的発展のため産業構造の多角化が必要であるとして、投資促進を希求しており、これらの問題の解決へのOECDを通しての貢献は、わが国の国際貢献、プレゼンスの向上につながるものであるといえる。</p>	
総合的評価	結果	<p>拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止</p> <p>(具体的な対応方針：グローバル化の進展する中、非加盟国協力活動はOECDの主要な活動の一つとなり、わが国としてもその活動に積極的に参画していく。)</p>
	理由	<p>上記記載のとおり、OECD非加盟国協力活動は短期的(1カ年以内)に効果が表れる活動は少なく、継続的に貢献を行っていくことがOECD内でのわが国の国際貢献、プレゼンス向上につながると考えられることから、上記施策を継続することが必要と考える。</p>

【参考資料】

【G8サミット】

G7/G8

G8シーアイランド・サミット成果文書

【WTO】

世界貿易機関(WTO)

WTOドーハ開発アジェンダ交渉における一般理事会決定の採択について(平成16年8月1日)

一般理事会決定の概要(平成16年8月)

モンバサWTO非公式閣僚会合(概要と評価)(平成17年3月)

ダボスWTO非公式閣僚会合(概要と評価)(平成17年1月)

【OECD】

経済協力開発機構(OECD)

第43回OECD閣僚理事会(概要)(平成16年5月)

10 - 2 重層的な経済関係の強化・有効活用

政策所管局課（室）経済局政策課、経済統合体課、アジア欧州協力室、
アジア太平洋経済協力室、
経済連携課、2005年日本国際博覧会室
評価年月日 平成17年4月

<p>政策の目的</p>	<p>グローバルな国際経済の枠組みを補完・強化するものとしての地域経済協力の枠組みの強化</p>
<p>政策の背景・概要と必要性</p>	<p>【背景】</p> <p>WTOを中心とする多角的貿易体制の強化・発展は、確たるグローバル・ルールの下で日本の経済的な繁栄を確保する上で引き続き重要である。その一方でWTOは、加盟国数の増加、取り扱う分野の多様化によって交渉が複雑化し、新たな課題やルールの策定に対応する時に困難に直面することもあると指摘されている。</p> <p>これを補完するものとして、WTOで実現できる範囲を超えた、あるいは、WTOでは取り扱われていない分野における連携を強化する手段として、地域間協力の枠組みの強化及び地域・二国間での経済連携協定（EPA）/自由貿易協定（FTA）の有効活用等が外交戦略上極めて重要となってきた。</p> <p>また、欧州においては、EUが更に拡大と深化を進めつつあり、これに伴いWTOやOECD等、国際経済の枠組みにおけるEUの位置づけも重みを増しており、EUが国際経済の基準作りにおいて益々大きな影響力を有しつつある。</p> <p>【必要性】</p> <p>アジア大洋州地域においては、特にASEAN及び日中韓三国の東アジアを中心とした相互依存関係が急速に深化しつつあり、わが国として将来の東アジア共同体形成も視野にいれた、経済分野をはじめとする幅広い分野での機能協力を推進していく必要がある。</p> <p>また、拡大と深化が進むEUと東アジア共同体形成を視野に入れて変化を遂げつつあるアジアの双方は共に国際社会における役割と責任を増しており、対話と具体的な協力を伴う両地域間の連携をさらに深める必要がある。なかでも、わが国とEUは、自由、民主主義、市場経済等の基本的価値を共有しており、国際社会の課題に対して特別の責任を有しており、経済分野を含め様々な分野において戦略的パートナーとして一層効果的な協力関係を構築していく必要がある。</p> <p>これら各枠組み及び経済連携協定において取り扱う内容は広範な分野に亘っており関与する関係府省庁も多数に及ぶため、当省として常にバランスを考慮した上で、戦略的に取り組むことが求められている。</p> <p>【概要】</p> <p>【欧州連合（EU）】</p> <p>(1) 欧州連合（EU）は、日本にとって重要な貿易相手であり、また、平成13年度から15年度までは最大の投資元であった。EUは、世界のGDPの約31%を占めており、世界経済およびわが国経済にとり重要な位置を占める先進地域である。</p> <p>(2) わが国は、平成3年に採択した「日・EC共同宣言」の精神に基づき、行動指向的な日・EU関係の構築を目的とした「日・EU協力のための行動計画」を平成13年に採択し、毎年日・EU定期首脳協議においてレビューを行っている。右行動計画を通じてEUとの政治・経済を含む幅広い分野での対話を進展させ、また、欧州各国とも二国間経済関係の強化を図っている。</p> <p>(3) 日・EU間の投資関係については日米に並ぶ緊密な関係であり、平成15年1月に総理より対内投資残高を今後5年間で倍増する施政方針が示されたことから、この実現に向けて様々な政策的手段により、日・EU間の投資関係の強化を図っていくことが必要である。</p> <p>【アジア欧州会合（ASEM）】</p> <p>(1) 多極化する世界において、それまで関係が希薄であったアジアと欧州の対話と協力を強化するため、平成8年、アジア欧州会合（ASEM）が開始された。EUが拡大と深化を続け、またアジアではASEAN+3を中心とする東アジア共同体形成を視野に入れた協力が進展してきている。</p> <p>(2) ASEM参加国の経済規模は世界の人口の約4割、GDPの約5割、貿易量の約6割を占めており、両地域間の経済関係を強化することは世界経済の安定的発展を通じわが国の利益増進に寄与する</p> <p>(3) アジア地域に属しながら、民主主義、基本的人権等の普遍的価値観を欧州と共有する日本が、ASEMプロセスにおいてアジアと欧州の橋渡し役を果たすことにより、対アジア外交及び対EU外</p>

交における存在感を高めることができる。

【アジア太平洋経済協力 (APEC)】

- (1) APEC は、アジア太平洋の 21 の国・地域 (エコノミー) が参加し、域内の貿易・投資の自由化・円滑化と、それを支援する経済技術協力を目的としており、これらに関する活動を通じ、わが国のさらなる経済発展及びアジア太平洋地域全体の持続可能な発展を目指している。また、平成 13 年の同時多発テロ直後に開催された上海での首脳会議以降は、テロ事件が経済面に与える影響の重大性にかんがみ、テロ対策が主要な課題として定着している。
- (2) わが国の貿易相手として、APEC 地域の諸エコノミーは、4 分の 3 近くを占めており (輸出の 74%、輸入の 69%。平成 13 年) また、わが国からの直接投資の相手先として、APEC 地域は、41.34% (金額ベース。平成 13 年) を占めている。このほか、外国に住んでいる日本人 (約 84 万名) のうち 68.4% (約 57 万名) が、APEC 地域に住んでいる (平成 13 年時点)。このように、わが国と APEC 地域との間の経済関係は、非常に大きなものとなっており、わが国経済の一層の発展のためには、APEC 地域の各エコノミーとの協力関係を深めていくことが重要な課題である。
- (3) このような背景の下、わが国は、豪州及びわが国の呼びかけにより発足した平成元年以降、毎年開催される APEC 閣僚会議及び首脳会議 (首脳会議は平成 5 年に第 1 回会議を開催) に参加している。

【経済連携協定 (EPA)】

- (1) WTO を中心とする多角的貿易体制の維持・強化がわが国経済外交の中心であることに変わりはないが、同時に、WTO 体制を補完する取組として、自由貿易協定 (FTA) を含む経済連携協定 (EPA) の推進も重要な課題となっている。
- (2) 特に、欧州には EU、米州には北米自由貿易地域 (NAFTA) が存在し、米州自由貿易地域 (FTAA) も交渉中であるなど、世界各地に地域統合や地域協力が急速に進んでいることを踏まえれば、わが国としても貿易・投資面での関係が益々深まってきている近隣の東アジア諸国との間に、経済連携を構築することが必要である。また、EPA の不存在によって日本企業が経済的不利益を被るケース (例: メキシコ) が現実には生じており、こうしたケースに対処するために EPA を推進することも必要となっている。
- (3) わが国の貿易の 4 割を東アジア諸国が占めるなど、東アジア地域における経済的な相互依存関係は益々深化していることから、わが国は東アジア諸国との経済連携強化に優先的に取り組んでいる。この取組は、貿易・投資の自由化にとどまらず、貿易・投資の円滑化、協力関係の深化等を通じて、東アジアの経済的統合、ひいては東アジアのコミュニティづくりに向けた動きにも資するものである。

【その他】

- (1) わが国が高齢化や少子化等の問題に今後直面していく中、日本経済の活力を増進する有効な手段である対日直接投資は諸外国と比較して現在著しく低い水準にとどまっている。そのため、対日直接投資の推進・拡大は日本経済の強化と活性化を目的とする中長期的な国家戦略と位置づけ、対日直接投資の拡大を実現すべく、積極的な広報、規制緩和、投資円滑化策等を鋭意推進・実行に取り組んでいる。
- (2) 世界経済のグローバル化が益々進展する中、日本経済の足腰と競争力強化のためには、その牽引力である民間の活力を最大限に引き出す必要があることを念頭に、現在海外で活動中の日本企業や今後海外進出予定の日本企業のニーズを踏まえて、より積極的なきめの細かい企業支援を行うことへの要望が高まっている。
- (3) 2005 年日本国際博覧会 (愛・地球博) は、「自然の叡智」をテーマとして掲げ、21 世紀の人類の共通課題を解決するための国際協力を希求する場として位置づけられている。同博は、わが国の魅力、また持続可能な開発を可能にする新しい技術を対外的に発信する機会であるのみならず、公式参加国を初めとする各国要人が万博を訪れる機会を利用した万博外交の場として活用されることが期待されている。

**目的達成のための考
え方**

【EU】

欧州との経済関係強化には、様々な協議の枠組みを活用し、多角的にアプローチする必要がある。その手段として、日・EU 定期首脳協議、日・EU ハイレベル協議、日・EU 規制改革対話等の各種経済協議の実施、日・EU 間の経済関係協定の締結及び実施、二国間経済協議、人的交流を通じた連携等、

	<p>幅広い政策分野を通して関係強化に努める。なお、ビジネス界との連携を強化しており、定期的にビジネス界の提言を受け、政策への反映に努める。</p> <p>【ASEM】</p> <p>アジア欧州関係を強化していくためには、様々なレベル・分野で地域間の課題やグローバルな課題について自由で継続的な議論を行う必要がある。さらに、個別具体的な課題に対し、アジアと欧州が協力して取り組むべく、様々なイニシアティブを実施することが有効である。そのため、首脳会合、外相会合等の会合を通じたアジア・欧州間の対話及び協力の推進、ASEM調整国としての調整国会合等各種会合などの主催、「貿易、投資、金融に関するタスクフォース」のための個別イニシアティブ等への対応を行う。</p> <p>【APEC】</p> <p>APEC地域において貿易・投資の自由化・円滑化を推進し、APECが時代の要請に的確に対応するフォーラムとなるため、わが国は、積極的な支援を実施するなど先進国として主導的立場を継続的に担うことが期待されている。このため、わが国はこれまでAPECが実施してきた貿易円滑化の活動を一層推進してきたところであり、APEC地域の経済協力の枠組みを強化し、わが国の経済活動及び国民生活に一層資するものとするため、APECの重要課題としてわが国が提案した構造改革の取組や平成16年から本格化したAPEC改革の議論を促進するとともに、平成13年の同時多発テロ以降、テロ事件が経済面に与える影響の重大性にかんがみ、テロ対策を主要な課題として取り組む必要がある。</p> <p>【EPA】</p> <p>WTOを補完・強化する地域的枠組みとしてEPAを推進していく上で、以下の2点に留意する必要がある。</p> <p>(1) 第一に、わが国と相互依存関係の深い東アジア諸国とのEPAに優先的に取り組み、相手国との制度調和、ルールの共通化を目指すべきである。そのため、現在進行中の東アジア諸国(ASEAN諸国、韓国)との交渉において高い水準の自由化を目指すとともに、投資、人の移動、知的財産/競争/政府調達等の分野のルールづくり、協力等を含む幅広いEPAを推進していくことが必要である。</p> <p>(2) 第二に、東アジア域外の国・地域についても、明確な基準に基づいて相手国・地域を選定した上で、政府一体となって経済連携を推進することにより、わが国の経済的利益を確保し、相手国・地域との政治的パートナーシップを強化することが必要である。</p> <p>【その他】</p> <p>(1) 日本にビジネスチャンスがあること、日本進出を包括的に支援する体制が整備されていること、また種々の規制緩和や円滑化策が実施・実行されていること等を知っている海外の投資家や企業数はまだ不十分であるため、戦略的な広報や誘致活動を行う。</p> <p>(2) 現代のビジネスにおいては、大企業のみならず中小企業も含めた多くの企業が世界規模で事業の最適化を図るグローバルイノベーション戦略の展開を喫緊の課題としている。わが国外交の基盤となる強い経済力を確保するため、日本企業支援に関する取組を強化する必要がある。</p> <p>「愛・地球博」に謳われた「自然の叡智」とのテーマは、日本独自の体験から生まれた、しかも全世界にアピールする理念であり、国内及び海外の有識者層に対し、わが国が「愛・地球博」を開催する意義、博覧会のテーマである「自然の叡智」についての理解を深める必要がある。</p>
<p>外部要因</p>	<p>【EU】</p> <p>日本と欧州の経済関係の重要性のみならず、平成16年5月に25か国に拡大し、更に深化するEUの共通政策が国際的基準・規則形成に及ぼす影響が益々大きくなってきている。特に、日系進出企業が強く懸念しているEUの環境政策や競争政策を注視しつつ、EU側との調整を図り緊密な協力関係を築きあげていく必要がある。</p> <p>【ASEM】</p> <p>ASEMでは、様々な分野における活動が行われており、そのための施策は省庁横断的であり、また関係国との密接な連携が必要となる。</p>

	<p>【APEC】 APECの経済協力の分野は多岐にわたっているため、わが国として着実に実行力を発揮していくためには、省庁横断的施策が重要である。</p> <p>【EPA】</p> <p>(1) 包括的で質の高いEPAを実現するためには、相手国・地域との貿易品目を所管する省庁のみならず、投資やサービス、人の移動に関係するほぼ全省庁との緊密な連携が不可欠であり、政府一体としての取組みが重要となる。</p> <p>(2) 第三国の動向や国際情勢の変化により、わが国のEPAのあり方や取組のスピード、相手となる国・地域等に変更を迫られることもある。</p> <p>【その他】</p> <p>(1) 平成16年の世界経済は着実に回復を続ける中、日本の景気回復や規制改革とともに、わが国における外国企業のビジネスチャンスは大きく増えている。</p> <p>(2) わが国の海外進出企業が直面する問題は、各国の政治情勢、経済状況、司法制度を含むビジネス環境条件等により様々である。特に、近年はアジア地域における知的財産権の侵害問題に対する要請が増加している。</p>
--	---

<p>投入資源</p>	<table border="1" data-bbox="464 786 1321 864"> <tr> <th rowspan="2">予算</th> <th>平成15年度</th> <th>平成16年度</th> </tr> <tr> <td>111.0</td> <td>168.2</td> </tr> </table> <p>(注) 本省分予算 単位：百万円</p> <table border="1" data-bbox="496 904 1203 1088"> <tr> <td>国際会議参加費</td> <td>174</td> <td>152</td> </tr> <tr> <td>アジア太平洋経済協力拠出金</td> <td>179</td> <td>176</td> </tr> <tr> <td>APEC ビジネス諮問委員会拠出金</td> <td>5</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>アジア欧州財団拠出金</td> <td>18</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>太平洋経済協力会議拠出金</td> <td>10</td> <td>9</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="464 1122 1321 1200"> <tr> <th rowspan="2">人的投入資源 (定員ベース)</th> <th>平成15年度</th> <th>平成16年度</th> </tr> <tr> <td>38</td> <td>48</td> </tr> </table> <p>(注) 本省分職員数 単位：人</p> <p>* 日本企業支援に関しては、省内各地域局と緊密に連携して業務を行っている。</p>	予算	平成15年度	平成16年度	111.0	168.2	国際会議参加費	174	152	アジア太平洋経済協力拠出金	179	176	APEC ビジネス諮問委員会拠出金	5	4	アジア欧州財団拠出金	18	14	太平洋経済協力会議拠出金	10	9	人的投入資源 (定員ベース)	平成15年度	平成16年度	38	48
予算	平成15年度		平成16年度																							
	111.0	168.2																								
国際会議参加費	174	152																								
アジア太平洋経済協力拠出金	179	176																								
APEC ビジネス諮問委員会拠出金	5	4																								
アジア欧州財団拠出金	18	14																								
太平洋経済協力会議拠出金	10	9																								
人的投入資源 (定員ベース)	平成15年度	平成16年度																								
	38	48																								

<p>政策の評価</p>	<p>【目的達成に照らしての評価の切り口】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各種会合の実施やイニシアティブへの取組みを通じた地域経済協力の枠組みの強化及びその実績 EPAの締結を通じた二国間及び地域的な経済連携の強化、わが国の経済的利益の確保 対日投資促進及び日本企業支援の取組みにおける体制強化及びその実績
<p>【政策の目的達成状況】</p>	<p>【EU】</p> <p>(1) 平成16年6月に開催された第13回日・EU定期首脳協議において、「日・EU投資促進枠組み」、「アジアにおける知的財産権保護のための日・EU共同イニシアティブ」及び「情報通信技術に関する協力についての共同ステートメント」を発出した。投資に関しては、EUは対外投資については、わが国最大、また対内投資については、わが国にとって米国に次ぐ第2の相手であり、わが国の対日投資倍増に貢献していると言える（平成13年の6.6兆円から平成15年には9.6兆円へ増加）。</p> <p>(2) アジアにおける知的財産権の問題に対し、日・EU協力の枠組みを活用し、中国でわが国、EUと中国の三か国による知的財産権会議等を開催した。これにより、第三国における日・EUの共通の関心事項に関して協力して取り組んでいくことの有効性が確認された。</p> <p>(3) 日本とEUの対話として、「日・EU規制改革対話」を平成16年11月および平成17年3月に開催し、企業負担及び投資に係る障害の軽減に努めた。</p> <p>(4) 日・EUの代表的企業から構成される日欧ビジネス対話の枠組みである「日・EUビジネス・ダイアログ・ラウンドテーブル(BDRT)」等民間の要望に耳を傾けつつ、双方の規制、投資環境の改善に取り組み、進出日本企業関係者の運転免許証の我が方大使館への返却の実現等、数々の成果を挙げている。</p> <p>(5) 二国間においても、経済協議を通じて貿易・投資における協力関係強化の重要性を確認してい</p>

る。

【ASEM】

- (1) ASEMは、平成8年に開始されて以来25か国及び1機関が参加する枠組みとして実施されてきたが、平成16年10月のASEM第5回首脳会合（ASEM5）においてアジア側から3か国、欧州側から10か国が新たに参加することが承認された。ASEMの拡大に伴い、アジア・欧州協力はさらに広がりを持ち、経済分野での協力の枠組みとしての有効性が強化され、また、わが国の施策を働きかける場としての重要性が増した。
- (2) また、同じくASEM5においては、わが国が取り纏めに貢献した「より緊密なASEM経済パートナーシップに関するハノイ宣言」が採択され、今後のアジア・欧州間の経済関係強化のための指針と具体的な取組の分野が提起された。
- (3) 「貿易、投資、金融に関するタスクフォース」に関し、わが国はアジア側議長を務めた行天豊雄氏、事務局を務めた（財）国際通貨研究所に対する支援を通じ、ASEM5への報告書（アジア欧州間の経済分野における協力の深化に向けた提言）提出に積極的に協力した。これらは、今後のアジア・欧州間の経済分野での協力の枠組み強化を図る上での参照文書となっている。

【APEC】

別表の施策を通じて APEC プロセスの強化や APEC におけるテロ対策等が推進されたことは、APEC 地域における経済協力の枠組みの強化に寄与した。具体的には、以下のような成果が得られた。

- (1) テロ対策・不拡散問題について、テロ・不拡散問題が今後とも APEC の中心議題として確認されたことは重要な成果と言える。また、テロ対策に共同で取り組むため、キャパシティー・ビルディングや国連等国際的な取組との連携等の重要性を確認した。
- (2) また、地域情勢については、特に北朝鮮に関し、六者会合の重要性を訴えるとともに、拉致問題について、APEC 各首脳への支援を要請したのに対し、理解が得られた。
- (3) エイズを中心とする感染症の問題や原油高を背景にしたエネルギー安全保障に多くのエコノミーが関心を示し、テロ・不拡散問題以外にも幅広い安全保障問題が首脳会議で取り扱われた。また、テロ対策の文脈で、宗教間の対話の提案を始め文化的側面の重要性が議論されるなど、従来より柔軟かつ広範に安全保障問題がとらえられるようになった。
- (4) 今後「構造改革」について APEC として取り組む分野の特定や、組織的受け皿の確立等を内容とする、わが国が提案した「構造改革実施のための首脳の課題」（LAISR）が首脳により採択されたことは、APEC における構造改革の取組を定着させる意味で重要であった。
- (5) APEC はこれまでも WTO・DDA 交渉の進展について力強いメッセージを発信してきたが、2004年今次首脳会議においても、7月合意を支持し、本年12月の香港での第6回WTO閣僚会議の成功に向けて、APECの強い決意を示すことができた。
- (6) FTAはポゴール目標¹達成に向けた手段の一つとしても有益であるとの視点から議論を深めるとともに、「FTAベスト・プラクティス」を策定したことは、APEC域内でも増加する各エコノミーによるFTAの取組みに対するAPECとしての対応の進展として評価できる。

・EPAの締結を通じた二国間及び地域的な経済連携の強化、わが国の経済的利益の確保

【EPA】

- (1) わが国と各国・地域とのEPA交渉は着実に進展しており、WTOを補完する二国間/地域的な経済的枠組みが構築されつつある。
- (2) メキシコとのEPAについては、平成16年9月に署名され、国会承認を経て、平成17年4月1日に発効するに至った。日墨EPAは発効して間もないが、発効前から既に複数の日本企業（自動車/自動車部品メーカー等）が現地生産を開始し、輸出を拡大させている。
- (3) 東アジア諸国とのEPAについては、平成14年11月に発効済みの日シンガポールEPA以外には未だ発効に至っていないが、交渉は着実に進展している（詳細は別表の施策（事務事業）の評価部分を参照）。
- (4) 現在交渉中の各国・地域以外にも、EPA相手国・地域を明確な基準に基づいて選定し、EPAを戦略的に展開していくとの観点から、平成16年12月に経済連携促進関係閣僚会議にて「今

¹ ポゴール目標：「先進エコノミーは遅くとも2010年までに、また、途上エコノミーは遅くとも2020年までに自由で開かれた貿易及び投資という目標を達成する」というもの。94年11月のインドネシア（ポゴール宮殿）での首脳会議にて採択された「APEC経済首脳の共通の宣言」（ポゴール宣言）において、この目標が掲げられた。

	<p>後の EPA の推進についての基本方針」を政府全体として決定した。この「基本方針」の基準に基づき、政府部内にて検討を重ねた結果、既に研究を開始しているチリ及びインドに加え、平成 17 年 4 月には豪州及びスイスとの間でも研究を開始することにつき首脳間で合意するに至った。</p> <p>・対日投資促進及び日本企業支援の取組みにおける体制強化及びその実績</p> <p>【その他】</p> <p>(1) わが国の景気回復にともなう投資環境の充実やビジネスチャンスの増加により、日本がいかに魅力ある市場であるかをアピールした広報戦略や誘致活動が奏功し、直接投資が多く流入している。平成 16 年末の対日直接投資残高を前年比 5000 億円増の 10.1 兆円にまで伸ばすことに成功した。</p> <p>(2) 海外及び国内において、関係機関や経済団体等との意見交換など各種機会を通じ、外務省における取組みをアピールすると共にニーズ把握にも努めている。特に、民間企業からの要請が高まっている知的財産権の侵害問題に関して、外務省本省及び在外公館において体制強化が図られた。</p>
<p>【目的と手段の関係の適切性】</p>	<p>【EU】</p> <p>日・EU定期首脳協議、日・EUハイレベル協議、日・EU規制改革対話、ビジネス界との協議等の場を活用し、日・EU間の懸案事項に係る交渉や対話・意見交換を通じて、日・EU双方の貿易・投資環境の更なる改善に寄与し、目的達成に向け効果的に対応した。</p> <p>【ASEM】</p> <p>平成16年10月のASEM第5回首脳会合における参加国拡大に際し、わが国がアジア側と欧州側の意見調整に大きな役割を果たすなど、アジア欧州関係の強化という目的の達成に向け、効果的に対応することができた。</p> <p>【APEC】</p> <p>平成16年11月に開催されたAPECサンティアゴ閣僚会議及び首脳会議において、構造改革やテロ対策について閣僚共同声明や首脳宣言に盛り込むなどAPEC地域における経済協力の枠組みの強化に効果的に対応することができた。</p> <p>【EPA】</p> <p>(1) シンガポール及びメキシコとの間では、EPAの実現により、二国間の経済連携が強化され、着実に経済効果が上がっている。</p> <p>(2) 他の東アジア諸国とのEPAは未だ交渉中であるが、途上国への協力を含む幅広いIEPAが実現することにより、この地域に高度な経済制度や先進的なルールが普及し、わが国の経済的利益にも資することが期待される。</p> <p>(3) 東アジア域外諸国とのEPAも戦略的に検討されており、これらが実現すれば日本企業の経済活動にも資することが期待される。</p> <p>以上より、EPA締結に向けた取組は、地域経済協力の枠組の強化とわが国の経済的利益の向上の上で、適切な手段であると考えます。</p> <p>【その他】</p> <p>(1) これまでの対日直接投資実績の順調な伸びから、取組み手段の有効性を確認できる。他方、一部の外国企業の撤退や苦戦にも着目し、投資後のアフターケアに関する施策強化も有効と考えられるため、今後の課題として検討する。</p> <p>(2) 平成11年以来、全在外公館で「日本企業支援担当窓口」を設置した上で、様々な支援活動を行っているが、平成15年に実施したアンケート調査結果を踏まえ、同取組みをより一層周知徹底させる必要性が確認された。また、各国や各分野により益々多様化する企業ニーズを適切に把握することが求められている。</p>
<p>分析</p>	<p>【EU】</p> <p>例えば、日・EU 規制改革対話において、日本側要望のうち一部成果があがったものもある一方、EU 側の規制に関して、未だ改善すべき事項も多く、日・EU 経済関係の更なる活性化のために引き続き様々な機会を通じた粘り強い働きかけ等が必要である。</p>

	<p>【ASEM】 経済閣僚会合や財務大臣会合は開催できなかったが、これは新規参加問題が解決する前に欧州側が一時的な中止を決定したことによるものである。</p> <p>【APEC】 構造改革を通じたAPECプロセスの強化やテロ対策により、APEC地域内の貿易・投資の自由化・円滑化の推進を通じたAPEC地域の経済協力の枠組みの強化に寄与した。</p>
<p>【今後の課題】</p>	<p>【EU】</p> <p>(1) EUの拡大と深化により、EUの共通政策からわが国が受ける影響が大きくなる中で、EUの各機関への働きかけのあり方、EUの変化への対応にこれまで以上にきめ細かく取り組んでいく。また、この観点から、EU内の政策形成等に関し、在外公館等を通じた情報収集を更に積極化する。</p> <p>(2) 欧州における日系企業のビジネス環境改善、また、在外公館との連携を通じた欧州進出日本企業支援に一層努めていく。</p> <p>【ASEM】</p> <p>(1) ASEM 5において、首脳より、ASEMとしての実質的な協力分野の特定、ASEMの機構やメンバーシップの拡大に関する検討等が指示されており、この具体化が必要。</p> <p>(2) わが国はFMM 6において、第7回外相会合を主催することを表明しており、参加国拡大後初の閣僚級会合の成功にリーダーシップを発揮することが必要。</p> <p>【その他】</p> <p>(1) 増加基調にある対日直接投資の一層の促進及び投資の定着化支援。</p> <p>(2) 引き続き、経済団体、関係省庁及び関係機関等と連携して、日本企業支援をより一層積極的に展開。</p>
<p>【政策への反映】(予算、機構・定員要求への反映)</p>	<p>【一般的な方針】</p> <p>【EU】 日・EU間の協議、二国間の協議、各種レベルでの人的交流の推進を通じて双方向の貿易・投資の促進を図っていく。具体的には、「日・EU協力のための行動計画」の推進のために、引き続き日・EU定期首脳協議や日・EU規制改革対話等の協議を行うとともに、今後の日・EU定期首脳協議において投資枠組みの進捗状況を日・EU双方で確認し、双方向の投資関係の拡大に努めていくことが必要である。また、今後もEUと協力してアジアにおける知的財産権保護に積極的に取り組んでいく。</p> <p>【ASEM】 次年度は、第7回外相会合が京都市で開催されることから、外相会合に関する取り組みに重点を置いて政策を継続する。「貿易、投資、金融に関するタスクフォース」に関しては、ASEM 5への報告をもって活動が終了したが、今後、ASEM経済閣僚会合等で、タスクフォースから示された提言の内容を検討し、フォローアップすることが必要。また、その他のイニシアティブに関しても、更に具体化していく必要がある。</p> <p>【APEC】 APECプロセスの強化やテロ対策について、今後とも積極的に推進する。平成17年度においては、わが国とAPEC地域との間の経済関係が非常に大きなものとなっていることにかんがみ、引き続きAPEC地域の各エコノミーとの協力関係を深めていくことが必要である。 特に平成17年度では、ポゴール目標に向けた全般的進捗の中間段階での現状把握を平成17年に行う、とした「上海アコード」(平成13年APEC首脳会議で採択)を踏まえ、中間評価に関する報告書を提出する。</p> <p>【EPA】</p> <p>(1) 二国間/地域的な経済的枠組みを早期に構築し、経済効果を上げるため、現在進行中の東アジア諸国(ASEAN諸国、韓国)とのEPA交渉を加速化し、早期の合意を目指すことが必要である。また、それ以外の各国・地域との経済連携強化にも積極的に取り組んでいく。</p> <p>(2) 相手国との制度調和、ルールの共有化を図るとの観点から、相手国(途上国)が制度整備のノ</p>

ウハウや人材、資金を必要とする場合には、それを支援するため、ODAも活用しつつ、各種協力プロジェクトを実施していくことが重要である。

【その他】

- (1) 関係省庁及び関係機関と連携し、増加基調にある対日直接投資の一層の促進に努める。
- (2) 日本企業支援は、次年度5月に開催される全大使会議においても主要議題の一つとして取り上げられる予定となっているところ、経済団体等からの要望を踏まえつつ、より一層積極的に取り組んでいく。

【事務事業の扱い】

【EU】

日・EU 行動計画を具体化するための双方向の貿易・投資の促進、「相互承認協定(MRA)」の実施と分野拡大の検討、EU 拡大がわが国経済に与える影響への対応および関係者の積極的招聘	今のまま継続
日・EU 規制改革対話の促進	今のまま継続
日・EU ハイレベル協議、日・EU 行動計画運営グループ会合、二国間経済協議等各種協議の場を通じての欧州共同体や欧州各国との二国間経済関係の強化及び協力案件の推進。日・EU ビジネス・ダイアログ・ラウンドテーブル(BDRT)をはじめとするビジネス界との経済分野における(官民)連携の推進。日本経済を活性化するため参考となるEUにおける政策の紹介	今のまま継続

【ASEM】

アジア欧州会合(ASEM)首脳会合、外相会合等	拡充強化
アジア欧州会合(ASEM)調整国業務	中止・廃止
ASEM 貿易、投資、金融に関するタスクフォースの活動に対する支援、その他イニシアティブへの適切な対応	内容の見直し

【APEC】

構造改革、貿易円滑化等での我が方のイニシアティブ及びメンバー間の共同取組の推進を通じたAPECプロセスの強化	今のまま継続
APECにおけるテロ対策及びそのためのキャパシティ・ビルディングを行うことを目的に設置された「テロ対策・タスクフォース」(CTTF)の活用	今のまま継続

【EPA】

韓国及びASEAN諸国との間での経済連携協定交渉、協議の更なる推進	拡充強化
自由貿易協定等への対応についての政策的検討の推進及び可能な作業への着手	拡充強化

【その他】

日中韓投資取決めのあり得べき形態に関する非公式研究	今のまま継続
対日投資会議及び専門部会等への積極的関与を通じた対日投資の促進(在外公館における対日投資セミナー等の実施)	今のまま継続
日本企業及び外国企業(対日投資貿易を行う、あるいは検討している)等に対する支援の拡充のための意見交換の強化及び在外公館企業支援窓口の活用	拡充強化
愛・地球博のプロモーション	中止・廃止

【概算要求、機構・定員要求への反映】

	概算要求	機構要求	定員要求
反映方針			

第三者の意見

【EU】

平成17年1月、EUインスティテュート主催第1回国際会議報告書より

日 EU 経済協力強化の必要性については、最近は、有識者、ビジネス界から次のようなコメントがあった。木村崇之国際基督教大学教授は、「日・EU 双方の価値観と指向が共通の面が増大してきていること、グローバリゼーションの世の中の中で世界の流れを作ることが重要になってきていることを背景に、協力することが相互の利益になる範囲が増大」しているとし、「日本としては、欧州で新しい考えが出てきている段階で、それが EU の明確な政策やルールとして打ち出される前に、欧州側と協議してその中に日本の考えを反映させていくということが重要」と指摘している。

B D R T 「日・EU 首脳への共同提言」(財)社会経済生産性本部「拡大 EU 調査団報告書 2005 年」

日欧ビジネス界を代表する日・EU ビジネス・ダイアログ・ラウンドテーブル(B D R T)は、「日本と EU は海外直接投資の重要なパートナーであり、相互に投資を拡大していくことは日本・EU の経済発展の鍵である」としている(平成 16 年 6 月 20、21 日、「日・EU 首脳への共同提言」より)。

社会生産性本部派遣の「拡大 EU 調査団」は、団長報告の中で、「わが国と EU との関係も深まってはいるが、EU の深化の現実からすればまだまだ不十分との感は否めない・・・経済面でも、投資や企業協力などを中心に、相互利益の拡大を図る余地が多く存在する」と指摘している。これらは、日 EU 経済関係強化のための諸施策の重要性を示唆するものといえよう。

【ASEM】

平成 17 年 5 月 4 日「毎日新聞」

西川恵毎日新聞編集委員は、「欧州の目を再度、東南アジアを含むアジア全体に引き戻(し)、・・・バランスある対アジア政策を遂行してもらう上で ASEM は恰好の機会」とし(2005 年 5 月 2 日「毎日新聞」より) ASEM の重要性を指摘している。

また、川勝平太・国際日本文化研究センター教授は、「ASEM はアジアと欧州を結ぶ壮大な取り組みだが、それぞれの文明を吸収して発展した日本だからこそ架け橋の中心となることができる」とし日本の更なる役割に期待を表明している。

【APEC】

平成16年11月22日「東京新聞」朝刊

「・・・首脳会議も「新ラウンドに勢いが出たことを歓迎し、その継続を誓約する」ことでも一致した。久しぶりに、貿易自由化が主テーマの APEC らしい議論を活発に展開。自由化の道筋が見えず、会議に漂っていた沈滞ムードは確実に薄らいだ(中略)今年は大量破壊兵器の原材料になる製品の荷動きを監視する輸出管理の強化や、人の出入国管理の強化などで成果を挙げた。・・・」

【EPA】

平成16年11月29日 日比経済連携協定の大筋合意に関する奥田日本経団連会長

(1)「・・・本協定は、これまでわが国が合意した EPA の中で実質的に最も高水準かつ包括的な内容となっており、両国経済関係のさらなる深化に大いに資するものであると評価したい。・・・併せてタイ、マレーシア等の東アジア諸国との EPA を今後ともスピード感をもって推進していただきたい」

平成16年12月23日 「日経新聞」朝刊社説

(2)「今後の経済連携協定の推進についての基本方針」(平成16年12月21日経済連携促進関係閣僚会議決定)の公表を受けて)

「自由貿易協定(FTA)を核とする日本の経済連携交渉の陣形が、ようやく整ってきた。小泉純一郎首相が諸外国との交渉を統括する担当相を置かず、自ら「FTA担当相」として陣頭指揮をとる意向を表明。さらに閣僚会議で、今後の交渉の進め方を定めた政府の基本方針を決定したからだ。

日本の FTA 戦略の最高責任者が誰であるかをはっきりさせ、交渉の相手国・地域を選ぶ基準と目的を細目にわたって文書で示した意義は大きい。・・・

小泉政権は自ら定めた FTA 基本方針で東アジア共同体の構築と国内構造改革という大きな目標を掲げたことになる。首相の決意の行方を 2005 年に厳しく見守りたい。」

【その他】

< 日中韓投資協定 >

平成16年11月30日 「日経新聞」朝刊社説

(1) 「ラオスのピエンチャンで開いた日中韓首脳会談で、日中韓三カ国間で結ぶ新たな投資協定への道筋が見えてきた。三首脳が発表した「行動戦略」に投資ルールの整備が盛り込まれ、政府間で正式に検討を始めることが決まった。(中略) 新投資協定に関する今回の合意は停滞していた日中両国の経済外交を再建する重要な足がかりとなる。両国政府はそれぞれ国内経済界の声に耳を傾け実質的な経済政策の対話を積み重ねていくべきだ。」

平成16年11月30日 「朝日新聞」朝刊社説

(2) 「東アジアの経済統合へ向けた動きに、またひとつ弾みがついた。(中略) 巨大な潜在力を持つ中国を巻き込んで、貿易や投資に共通の行動基準をめざすことになった意味は大きい。(中略) 日中韓とASEANがそれぞれに経済統合の動きを強め、さらにそれらが共振しあうなら、東アジア共同体に至る道も、おのずから見えてくるだろう。」

< 対日投資 >

島田晴雄慶応義塾大学教授・内閣府特命顧問 『外交フォーラム』平成16年6月号論文

「・・・構造改革をして対日投資をやりやすくする条件を整えることは、日本企業、日本経済のためになるのです。また、投資と観光は、ヒト、モノ、カネの移動という点で同じことです。対日投資観光客を増やすということは、日本を魅力的にするということなのです。(中略) 莫大な資産を持っていても不良債権のため貸せないという時に、フレッシュな資金が海外から呼び水として入ってくれば経済が動くようになる。(中略) 歴史が変わり成熟化してくれば外資が必要となるというだけの話です・・・」

< 日本企業支援 >

桑田信介中国新聞山口支社長 『外交フォーラム』平成16年6月号論文

(1) 「輸入大国ニッポン」にあって、高い品質を誇り、海外で人気を得ている農林水産品は少なくない(中略) 「ニッポンブランド」と総称される、こうしたスグレものの農林水産品の輸出をもっと伸ばそう。そんな取り組みに昨年か、国、地方がともに本腰を入れているのは心強い。「ニッポンブランド」の輸出拡大により、産地が少しでも元気を取り戻してほしいと願う。(中略) 国と地方が車の両輪となり、守りに終始してきた農政を「攻め」に転じる体制は徐々に整ってきた。」

平成16年8月16日 「読売新聞」夕刊

(2) 「外務省は16日、世界189か所のすべての在外公館に、知的財産権の保護にかかわる担当官を、今秋にも新たに任命する方針を明らかにした。(中略) 現地での模倣品などの実態把握に努め、海外に進出している日本企業の相談に応じたり、現地政府への申し入れなどを行う。(中略) 外務省は今年7月、経済局内に「知的財産権侵害対策室」を新設するなど、模倣品や海賊版への対策を強化している。各在外公館には以前から「日本企業支援窓口」を設けているが、知的財産権の重要性が高まっていることから、さらなる対応が不可欠と判断した。」

< 愛・地球博 >

平成17年4月9日付英「エコノミスト」紙

(1) 自然を理解し、自然を破壊せずに豊かな暮らしを送るという万博のテーマは賢明なものである。会場では、人型ロボット等の先端機器で来場者を驚嘆させるにとどまらず、ソーラー・パネルや燃料電池ハイブリッド・バスなど技術が有効利用されている。また、先端的で環境に配慮した日本の技術と並んで他国の展示が行われており、日本の来場者は世界の中での日本の位置について満足感を得ることができる。

平成17年5月14日付ベルギー・「リーブルベルジック」紙

(2) 愛知博が、150万人の外国人を含む1500万人の来訪者を期待しているのは、おそらくかなり控えめな態度である。(中略) 日本は、最先端の技術革新を続け、経済的成長を治めている国である。(中略) 日本は、地球温暖化防止のための京都議定書の生みの親である成熟した国で

	<p>もあり、今後は開発と環境を共存させる意欲も見せている。</p> <p>平成 17 年 5 月 14 日付「ブルネイ・ボルネオ・ブリティン」紙</p> <p>(3) 愛・地球博は 21 世紀初めての国際博である。(中略) テーマは自然の叡智であり、不思議な自然のメカニズムと人知を鼓舞している。6 年にわたる同博の計画は明らかに成功であった。(中略) 21 世紀の国際社会にとって地球上の全生物が、持続可能な調和した共生に共に取り組むときであり、今日の愛・地球博はその場所である。</p>
<p>評価総括組織のコメント</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域経済協力の枠組強化には多数の主体が関わっており、わが国の取組を通じてどの程度これら枠組全体が強化されたかを明らかにすることは容易ではないが、EPA については、締結に向けて着実に進展が見られており、地域的な経済連携の強化に向けた具体的な成果があがっている。 ・ 「政策目的達成に照らしての評価の切り口」から、実績がわかりやすく説明されている。但し、評価の対象となる政策を総覧する分析及び手段の体系化について工夫の余地がある。 ・ 今後の課題及び評価を踏まえた政策の方向性は、概ね妥当である。 ・ 17 年度の重点外交政策に含まれる。 ・ 18 年度の重点外交政策に含まれる。

事務事業の評価

【EU】

事務事業名	日・EU行動計画を具体化するための双方向の貿易・投資の促進、「相互承認協定（MRA）」の実施と分野拡大の検討、EU拡大がわが国経済に与える影響への対処および関係者の積極的招聘。	
施策の内容及び必要性	<p>【内容・必要性】</p> <p>(1) MRAの実施は、通信端末機器及び無線機器、電気製品、化学品、医薬品分野の製品の貿易に携わる企業の負担の軽減を通じ、日欧間の貿易の拡大に寄与。</p> <p>(2) 平成16年5月のEU拡大に伴い、日・EU経済関係へ負の影響が出ないよう、特に欧州に進出している日本企業等が不利益を被ることがないよう、日・EU間で協議することが必要。</p> <p>(3) 招聘を通して、欧州委員会及びEU各加盟国から、政策及びビジネス関係上、わが国の利害に影響を及ぼし得る人物を日本に招き、日本の政策に理解を深めてきた。実際に日本の実情を見聞して対日理解を深めてもらうことは、日・EU経済関係の促進に必要。</p> <p>【平成16年度の実績】</p> <p>(1) 第4回合同委員会（医薬品分野）を開催し、MRAの医薬品分野の運営開始にあたり、最終調整を実施</p> <p>(2) EU拡大に関する第2回非公式協議をブリュッセルで開催。</p> <p>(3) プレイニー欧州委員会環境総局専門家、オサリバン・アイルランド企業経営者連合会専務理事、フランツェン・ドイツ小売業協会会長、ライト欧州委員会域内市場総局金融市場局長といった、日本にとって重要な分野のEUの政策担当者の招聘。</p>	
具体的成果（有効性）	<p>(1) 平成16年5月には、MRAの医薬品分野の運営を開始し、双方の出荷前試験の相互承認により企業負担を軽減することを通じて、双方の貿易関係の強化に貢献した。</p> <p>(2) EU拡大により生じる日本企業等への不利益の是正につきEU側へ具体的に申し入れる機会となった。</p> <p>(3) EUの政策担当者と関係省庁の専門家、関係民間団体関係者を含む関係者との活発かつ率直な意見交換等を通じ、EUの環境政策や金融政策等における日・EU双方の理解を深めることに貢献した。</p>	
総合的評価	結果	<p>拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止</p> <p>(具体的対応方針：双方向の貿易・投資の促進に向け、引き続きEC側と「MRA」の効果的な運営やEU拡大に伴う経済的影響への対応について意見交換を続けるとともに、現在EUとの間で懸案となっている環境政策や金融政策を中心に関係者の積極的招聘を通じて対日理解の促進を図る。)</p>
	理由	<p>MRAは、日・EU間の貿易にかかる障壁を軽減することにより双方向の貿易および双方の企業の市場進出の促進に貢献しているため、引き続き運営にかかる意見交換することが必要である。EU拡大後も、新規加盟国は順次EU法体系への適応を進めており、その過程で日本企業等の活動に不利益が生じる可能性があり、また平成19年にはルーマニア及びブルガリアのEU加盟も予定されているため、引き続きEUとの協議等を効果的に進める必要がある。招聘事業は日本への訪問を通して、正しい対日認識に基づき被招聘者が日本に影響を及ぼす政策やビジネス戦略の推進に関与することで、日本にとって好ましい結果につながる。また、日本側関係者との意見交換により複雑なEUの制度等につき日本側の正確な理解を促す。</p>

事務事業の評価

事務事業名	日・EU規制改革対話の促進	
事業の内容及び必要性	<p>【内容・必要性】</p> <p>日・EU規制改革対話は、平成6年（1994年）に開始、近年は東京とブリュッセルにおいて会合を開催している。毎年、双方で相手方に対する規制改革要望書を交換し、ビジネス環境改善のための日・EU双方の規制のあり方について議論を行っている。専門的内容が拡大する日・EU経済関係の調整にあたり、政府間専門部局が参加し経済関係全般をカバーする等、双方向投資の促進と双方のビジネス環境の促進を図る上で必要。これらは、日・欧州間の経済協力の枠組みにおける双方の優先課題であり、その強化に大きく寄与する。</p> <p>【平成16年度の実績】</p> <p>(1) 欧州進出日本企業の具体的要望を踏まえて、平成16年11月及び平成17年3月に開催し、進出企業関係者の運転免許証の我が方大使館への返却の方針で合意する等、企業負担及び投資に係る障害の軽減に貢献した。</p> <p>(2) 平成16年度は欧州で活躍するわが国企業と欧州のビジネス環境について協議する官民合同会議を本規制改革対話の直前に実施した。</p>	
具体的成果	<p>(1) 日本側において、金融サービス、郵便サービス、三角合併を可能とする商法改正、二国間社会保障協定締結の推進、建築基準や自動車技術基準等の国際基準の促進等、「EU」側においては、国境を越えた合併を可能にするEUレベルの法的枠組み、個人情報保護指令に関する標準契約条項の代替案、滞在労働許可、運転免許証等、日・EU双方のビジネス環境の改善、双方向投資の促進等に具体的に貢献。また、今後の継続的対話の基礎となる情報の把握が図られ、双方の政策等への理解が深まった。</p> <p>(2) 官民合同会議にてわが国企業の要望を直接聴取し、規制改革対話において反映できるよう工夫した結果、参加在欧日本企業側より高い評価が得られている。</p>	
総合的評価	結果	<p>拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止</p> <p>(具体的対応方針：企業の要望をよりきめ細かく聴取し、その結果を踏まえつつ本対話をとおして、日・EU双方のビジネス環境の改善を図っていくとのスタンスを強化する。)</p>
	理由	<p>日・EU規制改革対話は、双方のビジネス環境の改善と双方向投資の促進のために、あらゆる分野における双方の要望について、非対立的手法で協議する重要な枠組みである。特に、欧州で活動するわが国企業が直面する種々の問題について、本対話の場を活用して、改善を要望していくことで、解決に至った例は多い。</p>

事務事業の評価

事務事業名	日・EUハイレベル協議、日・EU行動計画運営グループ会合、二国間経済協議等各種協議の場を通じての欧州共同体や欧州各国との二国間経済関係の強化および協力案件の推進。日・EUビジネス・ダイアログ・ラウンドテーブル（BDRT）をはじめとするビジネス界との経済分野における（官民）連携の推進。日本経済を活性化するため参考となるEUにおける政策の紹介。
施策の内容及び必要性	<p>【内容・必要性】</p> <p>(1) 日・EUハイレベル協議、日・EU行動計画運営グループ会合（SG会合）等、日・EU間の枠組みに加え、欧州各国との二国間枠組みが存在しており、日・EU間および二国間の幅広い分野にわたる政策課題に効率的に取り組んでいくことが、重層的な協力枠組の推進に繋がる</p> <p>(2) 現実経済の動きに則した日欧州の経済協力の強化の観点から、ビジネス界との対話等を通じて、民間の意見や要望を積極的に取り入れ、政策に効果的に反映していく上で経済分野における官民連携の推進は必要である。</p> <p>【平成16年度の実績】</p> <p>(1) 経団連や欧州ビジネス協会との意見交換を実施したほか、平成16年6月の第6回BDRT会合における官民合同セッションへ参加して、ビジネス界と活発な意見交換を行った。</p> <p>(2) 平成16年11月、第5回SG会合を東京で開催、平成17年3月、第6回SG会合をブリュッセルで開催。（ハイレベル協議の開催はなし。）また、双方の首都において定期的に経済協議を実施し、必要な働きかけなどを行っている。</p>
具体的成果（有効性）	<p>(1) 日・EU間および欧州各国との二国間枠組みをとおして、EUおよび二国間レベルにおいて、例えば、わが国企業が大きな影響を受けるEUの新規制について必要な働きかけを行うこと等を通じて、ビジネス環境の整備、貿易・投資関係の強化に貢献。また、2回のSG会合を通じ、日・EU間の今後1年間の重点措置と過去1年間の実施状況が整理され、次回日・EU定期首脳協議の共同プレスステートメントの作成に貢献。</p> <p>(2) BDRTからの提言に対し、政府の取り組み状況、今後の見通しをまとめたプログ्रेसレポートを作成し、BDRT側に提出した。また、BDRTからの日・EU間の相互直接投資促進に向けた提言は、第13回日・EU定期首脳協議において発出した、共同プレス・ステートメント及び「日・EU双方向投資促進のための協力の枠組み」において両者間の直接投資促進に向けた考え方や具体的措置に反映された。これにより、民間側の要望を十分に踏まえた日・EU経済協力の発展に寄与した。</p>
総合的評価	<p>結果</p> <p>拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止</p> <p>（具体的対応方針：引き続き各種協議およびビジネス界との対話を調整し、実施していく。ハイレベル会合については、EU側日程の都合により、平成16年度内の開催は見送られているが、日程調整が出来次第実施される予定。）</p>
	<p>理由</p> <p>わが国企業の意見や要望を反映した実効的な政策決定は今後、日・EU経済関係の強化にあたり更に重要性を増していく。</p>

事務事業の評価

【ASEM】

事務事業名	アジア欧州会合（ASEM）首脳会合、外相会合等	
施策の内容及び必要性	<p>【内容・必要性】</p> <p>(1) ASEM首脳会合及び外相会合や経済閣僚会合等の各種会合は、アジア・欧州間の課題や地球的課題について指導者間で率直な議論を行うことにより、経済分野を含むアジアと欧州の対話と協力を促進し、枠組みを強化する。</p> <p>(2) これら協議において、アジアにおける先進国として日本が指導的な役割を果たし、アジア側のリーダーシップを取ると共に議題の選択等でわが国の考えを反映しつつ地域協力の促進に貢献していく必要がある。</p> <p>【平成16年度の実績】</p> <p>(1) ASEM第6回外相会合（平成16年4月開催 / アイルランド・キルデア）及びASEM 5（平成16年10月開催 / ベトナム・ハノイ）への積極的参加・貢献。</p> <p>(2) 平成17年5月の京都での外相会合（FMM 7）に向けての各種準備作業の推進。</p>	
具体的成果（有効性）	<p>(1) ASEM 5 においてはアジア側から3か国、欧州側から10か国が新たに参加することが承認された。これに伴い、アジア・欧州協力はさらに広がりを持ち、わが国の施策を働きかける場としての有効性が増した。また、首脳レベルで、経済分野、文化分野での対話と協力を強化するための独立の宣言が発出され、今後具体化が図られることとなった。</p> <p>(2) 年度後半には、17年5月の京都でのFMM 7に向けた各種協議において、議長国としてASEM 5の提言のフォローアップ等をはじめとしてリーダーシップを発揮し、外相間の有益な協議への準備作業に大きく貢献した。</p> <p>(3) FMM 7に向けた高級実務者会合等で、日本は議長を務めたほか、ASEMの効果的・効率的運営を実現するためのASEMの将来のあり方についての具体的な提言の作成等を主導し、ASEMの活性化に貢献した。</p>	
総合的評価	結果	<p>拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止</p> <p>(具体的対応方針：ASEM第6回首脳会合（ASEM 6、平成18年9月）に向け、FMM 7で打ち出す方針を具体化し、ASEM 6議長国フィンランドとも協調しながら施策を強化して継続する。外相会合については、平成17年日本で開催される最大級の外交関係会議であるFMM 7に向け、国内外の連携を強化しつつ、グローバルな課題に対処するための新たなパートナーシップの立ち上げと推進のため、施策を強化・拡充する。)</p>
	理由	<p>(1) ASEMプロセスの活性化のため、議長国の役割が強化される見込みであり、日本は、FMM 7議長国として、ASEM 6への対応についてもFMM 7の結果の実施を主導すること等により、リードする必要がある。</p> <p>(2) わが国はFMM6において、平成17年5月にFMM 7を主催することを表明している。同会合は、参加国が拡大してから初めて開催される閣僚級会合であり、日本は議長国としてアジア・欧州協力を主導することが必要。</p>

事務事業の評価

事務事業名	アジア欧州会合（ASEM）調整国業務	
事業の内容及び必要性	<p>【内容・必要性】</p> <p>常設事務局の存在しないASEMにおいては、アジア2カ国、欧州1カ国及び1機関の計4者が調整国を務め事務局機能を果たしている。調整国は主要なASEMの会議の日程、議題、成果文書の担当地域内の連絡調整を担当しており、アジア・欧州間の地域協力の枠組みの効果的・効率的な運営に重要な役割を果たしている。</p> <p>【平成16年度の実績】</p> <p>わが国は、平成15年9月から平成16年10月まで、ASEMの調整国を務め、調整国会合、高級実務者会合等において、首脳会合に向けた各国の意見の調整にあたった。</p>	
具体的成果	ASEMに新規参加国を認めるか否かを巡り、意見の異なるアジア側及び欧州側の間に立ち、立場の調整に大きく貢献した。その結果、平成16年10月にASEM第5回首脳会合においてアジア側3カ国、欧州側10カ国の新規参加国が認められた。これにより、ASEMは拡大・深化を遂げるEUと、東アジア共同体形成に向けて動くASEAN+3を中核とするダイナミックな地域協力の場に進化した。	
総合的評価	結果	<p>拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止</p> <p>（具体的対応方針：調整国期間の2年間が経過したため、業務を終了。）</p>
	理由	わが国は調整国を平成16年10月に韓国に引き継ぎ、現在は調整国業務を行っていない。

事務事業の評価

事務事業名	ASEM貿易、投資、金融に関するタスクフォースの活動に対する支援、その他イニシアティブへの適切な対応	
施策の内容及び必要性	<p>【内容・必要性】</p> <p>本タスクフォースは、平成14年9月のASEM第4回首脳会合の際、首脳レベルで発足に合意し第5回首脳会合への報告書提出に向け作業を行った。同タスクフォースの設置目的は、地域間協力の促進、具体的には、アジア欧州間のより緊密な経済パートナーシップの実現に資する諸提言を行うことであり、アジア欧州協力の進化に資する重要なイニシアティブである。</p> <p>【平成16年度の実績】</p> <p>本タスクフォースは、平成16年度は5月に5回目の会議を開き、10月のASEM第5回首脳会合に報告書を提出して活動を終了した。外務省は、タスクフォース・アジア側議長を務めた行天豊雄氏、事務局を務めた（財）国際通貨研究所に対する支援を通じ、報告書の作成に協力した</p>	
具体的成果（有効性）	タスクフォースからASEM第5回首脳会合に対し、アジア欧州間のより緊密な経済パートナーシップに関する諸提言が提出された。これら提言は、将来のASEMの経済分野の活動を発展、充実させていく上で参考となるものであり、今後フォローアップを進めていくこととなっている。	
事業の総合的評価	結果	<p>拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止</p> <p>（具体的対応方針：本タスクフォースに関する活動については終了。ただし今後も様々なイニシアティブにつき、目的に照らして優先順位を検討した上で、取り組みを継続する。）</p>
	理由	本タスクフォースは、ASEM第5回首脳会合に報告書を提出することで初期の目的を達成し、活動を終了した。経済閣僚会合等でタスクフォースから示された提言の内容を検討し、右をふまえたわが国による新たなイニシアティブの提案、実施も含め今後フォローアップしていく。

事務事業の評価

【APEC】

事務事業名	構造改革、貿易円滑化等での我が方のイニシアティブ及びメンバー間の共同取組の推進を通じた APEC プロセスの強化	
事業の内容及び必要性	<p>【内容・必要性】</p> <p>(1) わが国は、積極的な支援を実施するなど先進国として主導的立場を継続的に担うことが期待されている。</p> <p>(2) 時代の要請に的確に対応する APEC であるため、平成 16 年から APEC 改革の議論が本格化しているところである。このような中、これまで APEC が実施してきた貿易円滑化の活動を一層推進し、わが国の経済活動及び国民生活に一層資するものとする観点から、APEC の重要課題としてわが国が提案した構造改革の取組等を促進することは、APEC 地域の経済協力の枠組みの強化という政策目的のために必要である。</p> <p>【平成 16 年度の実績】</p> <p>(1) 「APEC 構造改革ハイレベル会合」(9 月、東京)を開催。また、首脳会議で採択すべき優先課題リストを提案。</p> <p>(2) 7 月の WTO 枠組み合意(一般理事会決定)で決定された貿易円滑化交渉を促進するため、APEC の貿易円滑化分野の知見を WTO 関係者と共有するための会合開催を提案(バンコク(平成 16 年 11 月)及びジュネーブ(平成 17 年 2 月)に成功裡に開催。)。</p> <p>(3) APEC 域内で締結数が急増する FTA から、今後の交渉の参考となる項目・事例をとりまとめたベスト・プラクティスの作成を提唱。</p>	
具体的成果	<p>平成16年11月に開催されたAPEC首脳会議において、経済問題に関しては、以下を内容とする首脳宣言が採択された。</p> <p>(1) WTO一般理事会の決定(7月合意)を全面的に支持し、平成17年12月の香港での第6回閣僚会議に向けて、ドーハ開発アジェンダ(DDA)交渉進展へのモメンタム維持に関し、APECとして指導力を発揮していくことで一致した。また、キャパシティ・ビルディングやS&Dの重要性が多くの首脳から指摘された。投資ルールへの取組について、腐敗対策の観点からも重要である旨複数の首脳から発言があった。</p> <p>(2) FTAについて、APEC地域の数多くのFTA締結の経験を踏まえ、今後のFTA交渉の参考となる項目・事例をとりまとめた「FTAベスト・プラクティス」が歓迎された。また、ABACから提言されたアジア太平洋自由貿易圏(FTAAP)については、複数の首脳から慎重な発言があり、新たなFTAの取組を開始するのではなく、むしろbuilding blockとしての既存の取組を活用することの重要性を複数の首脳が指摘した。</p> <p>(3) APECとして構造改革への取組を更に強化するため、同分野において今後優先的に取り組むべき課題を明示した「構造改革実施のための首脳の課題」(Leaders' Agenda to Implement Structural Reform)(LAISR(レーザー))が採択された。</p> <p>(4) エネルギー問題に関し、原油価格の上昇、代替エネルギーの重要性、環境に配慮したエネルギー政策について多くの発言があった。小泉総理より、日本の石油危機時に省エネ、代替エネルギー、備蓄強化等を通じて対応、科学技術の活用は重要、最近の原油高に対処するためのAPECケアンズ・イニシアティブに期待、代替エネルギー研究(エタノール燃料)、経済成長と環境保護の両立が重要、3R(Reduce, Reuse, Recycle)に関する閣僚会合をわが国で平成17年開催、京都議定書発効を歓迎、「自然の叡智」をテーマとした愛・地球博を開催するのでAPECメンバーの協力を期待する旨説明した。また、エタノール・エンジンの自動車の製造の期待を述べた発言があった。</p> <p>(5) 各首脳より、腐敗対策に取り組むことにつき強い決意が示された。「腐敗との闘い及び透明性確保のためのサンティアゴ・コミットメント」及び腐敗対策の具体的行動を示す「腐敗との闘い及び透明性確保に関するAPEC行動方針」が承認された。</p>	
総合的評価	結果	<p>拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止</p> <p>(具体的対応方針：APECの構造改革に向けて提案を行う。)</p>
	理由	<p>これまでAPECが実施してきた貿易円滑化の活動を一層推進し、わが国の経済活動及び国民生活に一層資するものとする観点から、構造改革の取組の促進等を通じたAPECプロセスの強化は、APEC地域の経済協力の枠組みの強化という政策目的のために必要である。</p>

事務事業の評価

事務事業名	APEC におけるテロ対策及びそのためのキャパシティ・ビルディングを行うことを目的に設置された「テロ対策・タスク・フォース」(CTTF)の活用	
事業の内容及び必要性	<p>【内容・必要性】</p> <p>平成13年9月11日の米国でのテロ事件が経済面に与える影響の重大性にかんがみ、APEC 地域における貿易の確保のためには、CTTF において、テロ対策、不拡散問題をはじめとする安全保障に関する提言の提出等を行うことが重要である。</p> <p>【平成16年度の実績】</p> <p>(1) 米国と共同で、APEC エコノミーが実施すべき輸出管理の諸要素を網羅的に特定した文書を提案。</p> <p>(2) CTTF 第4回会合(平成16年7月開催)において、APEC エコノミーによる機械読取式渡航文書(MRTD)の早期導入についてわが国より提案。</p>	
具体的成果	<p>(1) MRTDの早期導入に関する我が国提案が首脳宣言及びに盛り込まれた。</p> <p>(2) CTTF 第4回会合及び第5回会合(平成16年10月開催)において、1)輸出管理に関する日米共同提案、2)携帯式地对空ミサイル(MANPADS)の管理強化策、3)IAEA 追加議定書の締結促進について議論され、これら不拡散に関する具体的な方策は、閣僚共同声明に盛り込まれた。</p>	
総合的評価	結果	<p>拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止</p> <p>(具体的な対応方針：米国等関係各国と協調の上、域内の安全な貿易を確保するための方策を検討していく。)</p>
	理由	<p>今後とも、CTTFの活用を図ることは、テロ対策を通じたAPEC地域における貿易の確保に大きな効果があると考えられる。</p>

事務事業の評価

【EPA】

事務事業名	韓国及びASEAN諸国との間での経済連携協定交渉、協議の更なる推進	
施策の内容及び必要性	<p>【内容・必要性】</p> <p>(1) 東アジアの主要なメンバーであり、わが国と政治的・経済的関係の深い韓国及びASEAN諸国とのEPAは、これらの国々との関係を一層緊密化し、将来的な東アジア共同体の構築につなげていく上で不可欠の取組である。</p> <p>(2) 多くの日本企業が韓国及びASEAN諸国に進出し、経済活動を展開しているところ、EPAを通じてこれらの国々との制度調和/ルールの共有を推進することはわが国の経済的利益の増進に資する。</p> <p>(3) わが国と東アジア諸国との経済連携強化に向けた取組としては、平成14年11月に発効したシンガポールとのEPAに続き、平成15年末から平成16年初めにかけてフィリピン、タイマレーシア、韓国との間でEPA交渉が開始され、進展している。</p> <p>【平成16年度の実績】</p> <p>平成16年11月末の日フィリピン首脳会談において、日比EPAの大筋合意を確認。</p>	
具体的成果(有効性)	<p>(1) 日比EPAの大筋合意では、「人の移動」に関し、比人看護師・介護福祉士受入れのあり方についても合意。</p> <p>(2) マレーシア及びタイとも精力的交渉を推進しており、平成17年5月の日マレーシア首脳会談において、日マレーシアEPAの大筋合意を確認。</p> <p>(3) 韓国とは未だ関税撤廃交渉に入れていないが、首脳間では平成17年内の実質的な交渉終了を再確認している。</p> <p>(4) ASEAN全体とも協議を進め、平成17年4月より交渉を開始したところ。</p> <p>(5) 平成17年6月初めの日インドネシア首脳会談では、日「イ」二国間のEPA交渉開始につき合意。</p>	
総合的評価	結果	<p>拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止</p> <p>(具体的な対応方針：交渉の早期妥結、署名を目指す。)</p>
	理由	<p>包括的で質の高いEPAを実現すること(協定を発効させること)によってはじめて政策目的を達成することができることから、早期の発効を目指し交渉を加速化すべきである。</p>

事務事業の評価

事務事業名	自由貿易協定等への対応についての政策的検討の推進及び可能な作業への着手	
施策の内容及び必要性	<p>【内容・必要性】 わが国の経済的利益を確保し、国益を最大化するためには、現在交渉中の各国・地域以外にも、EPA相手国・地域を明確な基準に基づいて選定し、EPAを戦略的に展開していく必要がある</p> <p>【平成16年度の実績】 現在交渉中の各国・地域以外に如何なる国・地域と経済連携強化に向けた取組を開始するかにつき、関係省庁間で協議・検討した結果として平成16年12月の経済連携促進関係閣僚会議において「今後のEPAの推進についての基本方針」を決定。</p>	
具体的成果	「今後のEPAの推進についての基本方針」の基準に基づき、政府一体となって検討した結果、既に研究を開始しているチリ及びインドに加え、平成17年4月に豪州及びスイスとの間でも研究を開始することにつき首脳間で合意するに至った。	
総合的評価	結果	<p>拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止</p> <p>(具体的な対応方針：新たなEPA相手国・地域に関する政府部内の政策的検討及び相手国・地域との交渉前の作業（共同研究等）を推進していく。)</p>
	理由	わが国の経済的利益を確保し、国益を最大化するためには、現在交渉中の各国・地域以外にも、EPA相手国・地域を明確な基準に基づいて選定し、EPAを戦略的に展開していく必要がある。

事務事業の評価

【その他】

事務事業名	日中韓投資取決めのあり得べき形態に関する非公式共同研究	
施策の内容及び必要性	<p>【内容・必要性】</p> <p>日中韓三国間の投資に関しては、平成6年から平成12年にかけて、対中投資は5倍になったが同時期に世界の投資は12倍に増加しており、また、三国間投資のインフローの世界全体に占める比率は平成6年の15%から平成12年は5%に低下した。このように、日中韓三国の投資はまだ低いレベルにとどまり、増大の余地が大きいと考えられてきた。</p> <p>こうしたなか、日中韓三国は、投資が国を超えた経済活動であって経済統合の効果が高いこと、また貿易促進、雇用促進、産業構造の進化、技術協力等幅広く経済の成長に貢献することから、三国間での投資促進が経済連携強化に質し、win-win-winを実現することが期待されるとして、ビジネス界の関心も高い投資取決めにつき、産学官による共同研究を行うことを首脳間で合意した。</p> <p>【平成16年度の実績】</p> <p>平成15年10月の日中韓首脳共同宣言(注)²に基づき設置された産学官研究会で、三国間における投資活動の現状と将来、投資に関連する問題点、三国間における投資取決めのあり得べき形態等について議論を行い、首脳会議に報告を行うことを目的として計4回の会合を開催し、研究結果を平成16年11月の日中韓首脳会合（於：ピエンチャン）に報告した。</p>	
具体的成果（有効性）	<p>(1) 三国間の投資促進の意義を明確化</p> <p>三国間の投資促進は、win-win-win関係を創出することに寄与するとともに、北東アジア地域における経済統合に資することを三国間で確認。</p> <p>(2) 三国間の投資環境で改善すべき点の明確化</p> <p>三国間の投資促進を図るためには、更なる努力が必要であること、また、投資家が障壁として提起している具体的な問題に適切に対処することが極めて重要であることを三国間で確認。</p> <p>(イ) 三国間の投資促進のため、ビジネス環境を改善すべきこと。そのためには、本共同研究で合意した措置については出来るだけ早期に導入することとし、また、これら実施に移すことで合意した措置をフォローアップし、産業界の意見に基づいた更なる改善措置の導入を図るため、三国政府間の協議メカニズムを設置する。</p> <p>(ロ) 三国間の投資に関する法的枠組みを時宜を得た形で模索する。</p> <p>(3) これら共同研究の成果を受け、平成16年11月の日中韓首脳会合において、「ビジネス環境改善のための政府間メカニズム」及び「投資関連の法的枠組みに関する政府間協議」を創設することを首脳間で合意。</p>	
総合的評価	結果	<p>拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止</p> <p>(具体的な対応方針：産学官による共同研究の成果に基づき、今後は政府間で「ビジネス環境改善のためのメカニズム」及び「投資関連の法的枠組みに関する協議」を行うスキームを創設することで合意したことを受け、出来るだけ早期に政府間協議を開始し、わが国として積極的に同協議に参画していく。)</p>
	理由	<p>上記二つのスキームに基づいて今後三国間の会合を順次開催し、将来の投資協定の締結に向けた取組みを推進していくことは、わが国産業界からの強い要望に鑑みても、極めて重要である。</p>

(注)日中韓首脳共同宣言:「三国は、対内外国直接投資がそれぞれの国内経済の増進にとって重要であることを認識し、IFDIの促進のためになされてきている様々な努力を歓迎する。三国は、投資家によって提起された個別の問題に対して公正に且つ透明性ある方法によって対応することを含め、IFDIの促進に向けて更に措置をとる意図を有することを確認する。このような観点から、三国は、三国間投資取決めのあり得べき形態に関する非公式な共同研究を立ち上げる。」

事務事業の評価

事務事業名	対日投資会議及び専門部会等への積極的関与を通じた対日投資の促進(在外公館における対日投資セミナー等の実施)	
施策の内容及び必要性	<p>【内容・必要性】</p> <p>(1) 日本国内に新たな雇用を生み出し、また、新しい商品やサービス、ビジネスモデル等を日本もたらずことで日本経済の強化と活性化を実現する。</p> <p>(2) 対日直接投資は日本経済を活性化させる有効な手段でありながら、現在の対日直接投資は、諸外国と比較しても著しく低い水準にとどまっているため、対日直接投資の拡大を正面からの目標とし、政府一体となって種々の推進策を鋭意実施・実行していく必要がある。</p> <p>【平成16年度の実績】</p> <p>対日投資会議専門部会が有識者及び行政関係者の意見を踏まえた作成した「対日投資促進プログラム」に基づき、行政手続きの見直し、事業環境の整備、雇用・生活環境の整備、地方と国の体制整備、内外への情報発信の5つの重点分野を柱にした種々の施策や取り組みを実施・実行した。具体的には、在外公館等を活用しつつ経産省やJETRO等と連携し、平成16年度に対日投資関連のシンポジウムやセミナーを海外で20カ国120回開催する等、積極的な広報や有望案件の発掘に注力した。</p>	
具体的成果(有効性)	平成16年末の対日直接投資残高を前年比5000億円増の10.1兆円にまで伸ばすことに成功した。(残高5年倍增計画の起点となる平成13年末時点からは約4兆円伸びており、順調な増加基調を描き続けている。)	
総合的評価	結果	<p>拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止</p> <p>(具体的対応方針：引き続き関係府省庁やJETRO等と密に連携しつつ、在外公館を通じた広報、案件発掘、情報収集等を行う。当省は、これまで注力してきた施策や取り組みを引き続き強化しつつ、今後は、一旦誘致した企業を日本にしっかりと定着化させるためのフォローアップ策について調査・分析を行い、適宜専門部会等にインプットしていく予定。)</p>
	理由	対日直接投資の推進・拡大は日本経済の強化と活性化を目的とする中長期的な国家戦略であり、継続的な取り組みが必要。(「残高5年倍增計画」は本イニシアティブの取り組み過程における一目標であって、目的ではない。)

事務事業の評価

<p>事務事業名</p>	<p>日本企業及び外国企業（対日投資貿易を行う、あるいは検討している）等に対する支援の拡充のための意見交換の強化及び在外公館企業支援窓口の活用</p>				
<p>事業の内容及び必要性</p>	<p>【内容・必要性】</p> <p>(1) 平成11年以来、全在外公館で「日本企業支援担当窓口」を設置した上で、「日本企業支援ガイドライン」を策定・配布して、個別企業の要請とその状況に応じ、現地政府などへ働きかけ、公正な待遇の確保に努めているほか、関連情報の提供や、企業が求める人脈形成等について様々な支援活動を行っている。</p> <p>(2) 世界経済のグローバル化が益々進展する中、日本経済の足腰と競争力強化のためには、現在海外で活動中の日本企業や今後海外進出予定の日本企業への支援が極めて重要である。主要経済団体からは、日本政府には更に踏み込んだ支援を展開して欲しいとの強い要望があり、わが国の経済力はわが国の外交基盤を後押しする重要な要素であることを踏まえると、日本経済の牽引力である民間の活力を最大限に引き出すことは外交上の国益である。経済団体、関係省庁及び関係機関等と連携し、当省としても日本企業支援をより一層積極的に展開する必要がある。</p> <p>【平成16年度の実績】</p> <p>(1) 近年要請が高まっている知的財産権の侵害問題に対応すべく、平成16年7月に経済局に知的財産権侵害対策室を新たに設置すると共に、平成17年3月には「知的財産権侵害対応マニュアル」を策定・配布の上、全在外公館に「知的財産担当官」を指名するなど、随時体制の強化を図り、企業の要請に柔軟に対応するよう取り組んだ。</p> <p>(2) 日本が世界に誇る高品質の農林水産物等の輸出促進も極めて重要との観点から、平成17年1月、小泉総理は施政方針演説の中で「攻めの農政」を打ち出し、3月25日には「食料・農業・農村基本計画」が閣議決定された。これら取り組みには、農林水産省及び他関係機関に対して、当省としても積極的に側面支援を行っており、本年1月には中国・北京のわが国大使公邸にて、中国関係者を招待し日本産コメ試食会を開催した。</p>				
<p>具体的成果</p>	<p>日本企業支援に関する取組みについては、わが国の各国大使館・総領事館等からの報告などから明らかのように、ビジネス環境の整備、現地政府による不公正な待遇の是正、人脈形成や情報提供などの観点から大きな成果を挙げてきている。新たに取組みを強化している知的財産権の保護に対する取組みも、既に成果を挙げつつあり、今後対応件数が増加するとともに益々成果が現れてくると考えられる。また、国内においても、経済団体等との意見交換など各種機会を通じ、当省の取組みをアピールすると共にニーズ把握にも努めている。これらの取組みを積み重ねることにより、日本企業が海外への進出を検討する際、或いは既に海外へ進出している企業が活動範囲の拡大を検討する際の安心感を醸成し、日本企業の海外における事業活動に寄与している。</p>				
<p>総合的評価</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="308 1319 347 1464"> <p>結果</p> </td> <td data-bbox="355 1319 1458 1464"> <p>拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止 (具体的対応方針：経済界との意見交換を通して企業ニーズの把握に努め、関係省庁及び関係機関と連携して、より積極的に進める。そのための当省の体制・取組強化を図る。)</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="308 1476 347 1576"> <p>理由</p> </td> <td data-bbox="355 1476 1458 1576"> <p>これまでの取組みで一応の成果は見られるが、企業の更なるニーズがあるのは明白である。広報強化により更なる企業への周知をはかることによって、企業からの要請が拡大化・多様化・複雑化することが見込まれる。そのため、当省としての体制・取組強化が急務である。</p> </td> </tr> </table>	<p>結果</p>	<p>拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止 (具体的対応方針：経済界との意見交換を通して企業ニーズの把握に努め、関係省庁及び関係機関と連携して、より積極的に進める。そのための当省の体制・取組強化を図る。)</p>	<p>理由</p>	<p>これまでの取組みで一応の成果は見られるが、企業の更なるニーズがあるのは明白である。広報強化により更なる企業への周知をはかることによって、企業からの要請が拡大化・多様化・複雑化することが見込まれる。そのため、当省としての体制・取組強化が急務である。</p>
<p>結果</p>	<p>拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止 (具体的対応方針：経済界との意見交換を通して企業ニーズの把握に努め、関係省庁及び関係機関と連携して、より積極的に進める。そのための当省の体制・取組強化を図る。)</p>				
<p>理由</p>	<p>これまでの取組みで一応の成果は見られるが、企業の更なるニーズがあるのは明白である。広報強化により更なる企業への周知をはかることによって、企業からの要請が拡大化・多様化・複雑化することが見込まれる。そのため、当省としての体制・取組強化が急務である。</p>				

事務事業の評価

事務事業名	愛・地球博のプロモーション	
施策の内容及び必要性	<p>【内容・必要性】</p> <p>「愛・地球博」は、平成17年3月に開幕したが、平成16年の段階で海外における認知度は低く、公式参加国を始めとする海外の有識者層に対し、わが国が「愛・地球博」を開催する意義博覧会のテーマである「自然の叡智」についての理解を深めることが必要であった。また、同博は、公式参加国の多くから、投資・ビジネスチャンスの拡大の好機として認識・活用されており、同博の広報は間接的ながら地域経済関係の強化にも資するものといえる。</p> <p>【平成16年度の実績】</p> <p>(1) 平成16年度は、G8サミット、各種首脳会談、外相会談を始めとする各国要人とわが国要人との協議の際に、愛・地球博について言及していただいた。</p> <p>(2) 特に公式参加国を管轄する在外公館に、博覧会のテーマ、或いはコンテンツについて説明したリーフレット、各種ポスター、CD-ROM(作成は(財)2005年日本国際博覧会協会)を配布し、在外公館を通じた広報活動を行った。</p> <p>(3) 更に重点公館については、天皇誕生日レセプションの際に、広報マテリアルを配布、或いは広報ビデオを上映する等、愛・地球博の認知度向上を目的とした施策を行った。</p>	
具体的成果(有効性)	<p>(1) 今までわが国で開かれた中で最も多い120ヶ国と4つの国際機関が参加することとなった。</p> <p>(2) プロモーション活動の結果、博覧会協会による広報活動とも相俟って、海外プレスにも広く取り上げられており、開会式前後だけでも、ボリビア(「ラ・プレッサ」紙)、中国(「解放日報」他)、NZ(「プレス」紙)、イエメン(「サウラ」紙)、露(独立テレビ)、独(「フランクフルターアルゲマイネ」紙他)、仏(「レ・ゼコー」「リベラシオン紙、TVフランス2)、ベルギー(「デ・スタンダールト」「デ・テイト」紙)、ブルガリア(「24 hours daily」他4紙)、ルーマニア(「ROMPRES」紙)等各国のプレスが「愛・地球博」関連記事を掲載・報道を行い、同博覧会の認知度も高まったといえる。</p>	
総合的評価	結果	<p>拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止</p> <p>(具体的対応方針：終了)</p>
	理由	<p>愛・地球博は、平成17年3月25日に開幕し、現在のところ順調に入場者数を伸ばしており、また海外での認知度も高まっていると考えられる。また、平成17年9月25日で閉幕し、2005年日本国際博覧会室も業務を終了するところ、本施策については、終了することとする。</p>

【参考資料】

【EU】

- 第13回日・EU定期首脳協議（概要と評価）
 - 「日・EU双方向投資促進のための協力の枠組み」文書
 - 「アジアにおける知的財産権の執行に関する日・EU共同イニシアチブ」
- 日・EU 規制改革対話概要

【ASEM】

- アジア欧州会合（ASEM）

【APEC】

- アジア太平洋経済協力（APEC）他
 - 「APEC サンティアゴ首脳会議（概要と評価）」

【EPA】

- 自由貿易協定（FTA）／経済連携協定（EPA）

【その他】

- 投資
 - 日中韓投資取決め共同研究
 - 対日投資
 - （内閣府）INVEST JAPAN：<http://www.investment-japan.net/jp/>
 - （日本銀行）国際収支：<http://www.boj.or.jp/stat/bop/bop.htm#01>
 - 日本企業支援窓口
 - 外務省による日本企業支援（アンケート結果の発表）
 - 2005年日本国際博覧会
 - 愛・地球博（「愛・地球博」公式ホームページ）<http://www.expo2005.or.jp/jp/>

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域 当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

それでも見つからない場合は、Google(<http://www.google.ne.jp>)のフリーワード検索にて、資料名・日付を入力し検索をしてください。

10 - 3 経済安全保障の強化

政策所管局課（室）経済安全保障課、海洋室
評価年月日 平成 17 年 5 月

政策の目的	捕鯨・マグロ漁業、エネルギー、食糧問題、海洋問題等への効果的な対応を通じ、これらの資源の持続可能な形で安定供給の確保
政策の背景・概要と必要性	<p>【背景】</p> <p>日本はその一次資源の多くを海外に依存している。例えばエネルギーはその8割以上を海外からの供給に頼っており、その約半分を占める石油は99.7%が海外からの輸入である。食糧に関しても、日本の自給率は主要な先進国の中で最低水準にある。さらに、漁業についても、わが国は世界有数の漁業国であると同時に水産物輸入国でもある。</p> <p>【必要性】</p> <p>このように、国民の経済生活の基礎となる資源の多くを海外からの供給に依存するわが国にとって、その安定的で持続的な供給のための国際協力や国際的な枠組み作りに積極的に参画することが必要不可欠となっている。</p> <p>また、わが国はこれら資源の輸入を海上輸送に依存しているところ、その安全を確保することも極めて重要である。さらに、わが国は、四方を海に囲まれた海洋国家であり、海洋秩序の維持・増進や海底資源等の経済権益の確保の重要性は大きい。テロや海賊等からの脅威の引き続き深刻であること、また、原油価格の高騰に見られるような現在の国際エネルギー情勢を考慮すると、自国領域でのエネルギー資源の確保の観点から、こうした取組を強化していく必要がある。</p> <p>【概要】</p> <p>このような観点から、わが国は、エネルギー、食糧、漁業、海洋問題を重要な課題と位置づけ、エネルギー、食糧、漁業分野での国際協力の推進、海賊問題への取組、国連海洋法条約の効果的な運用と発展等の取組を行っている。なお、こうした経済安全保障分野に関連する取組の強化を図る上では、二国間を含む他国との良好かつ安定的な関係を維持するとともに、政治・外交・経済・国際法的側面を含む包括的な視点が必要となる。</p>
目的達成のための考え方	<p>【エネルギー】</p> <p>平成16年度においては、中国等の需要の増加、産油国における投資の不足による生産余力の減少等を背景として原油価格が高騰した。このような高い原油価格の継続は、日本経済を含む世界経済に悪影響を与えることが懸念されている。世界経済の成長に伴う需要増は今後も一定の水準で継続すると考えられる一方、現状では、エネルギー投資が需要の伸びに十分に追いついていないとは言えない。したがって、世界的なエネルギー安全保障を強化するためには、需要面では、エネルギー効率化等を通じた需要の抑制を図り、また、供給面では、エネルギー投資の拡大及び石油以外のエネルギーの開発・利用の促進等が重要な課題となっている。さらに、国際的な原油生産余力が歴史的に低い水準になっている中、供給途絶等の緊急時への備えとして国際的な石油備蓄制度の整備及び運用面での協力を図ることにより、経済全体にも影響を与えている国際石油市場の安定を図ることも重要である。</p> <p>特に、わが国は、自国内で生産されるエネルギー資源が殆どないことから、わが国自身への持続的かつ安定的なエネルギー資源の供給との観点から、こうした取組に積極的に参画し、その強化を図る必要がある。</p> <p>以上の基本的考えを踏まえ、わが国としては、以下の分野における取組等を行うことが重要と考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) アジア・大洋州諸国とのエネルギー協力強化 (2) IEA、G8等を通じた先進国間のエネルギー分野における協調強化 (3) 産消対話の強化及び中東諸国を始めとするエネルギー生産国との良好な関係の維持・強化 <p>【食糧問題】</p> <p>食糧の持続的な生産と安定的かつ安全な供給を図るためには、二国間・多数国間の協力、具体的には以下のような取組が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 国際連合食糧農業機関（FAO）を通じた農業開発・国際的な基準作り分野等での協力 (2) 二国間或いは国際機関を通じ包括的な対策と食糧援助及び食糧増産援助の実施

【漁業】
 海洋生物資源の保存と持続的利用の確保を図り、同資源の安定供給を長期的に確保するためには、二国間・多数国間の交渉・協力、具体的には以下のような取組が必要である。
 (1) 海洋生物資源の保存と持続的利用の確保のための国際協力の推進
 (2) 国際漁業管理機関における便宜置籍漁船等 IUU (違法・無報告・無規制) 漁業対策の推進
 (3) IWC における捕鯨推進派の加盟国との協調、持続的利用の原則の支持の積極的働きかけ、捕鯨問題に関する「反捕鯨国」(特に米国)との対話

【海賊問題】
 エネルギー資源等の安定供給を担うわが国海上輸送の安全確保のため、海賊問題への積極的対応とそのため国際協力を推進することが必要である。具体的には、海賊対策をより一層効果的ならしめるための国際的な法的枠組みの構築への貢献や、関係各国への対策の働きかけを行う。

【国連海洋法条約の効果的な運用と発展】
 国連海洋法条約の効果的な運用と発展を確保し、海洋国家たる我が国の利益を増進させることを目的とし、国連海洋法条約関連の国際会議へ積極的に参画し、わが国の関心事項を国際的に周知させる。また、わが国の大陸棚限界延長に関し、各国の申請のわが国の限界設定に対する影響への対応及び関連会議への対応を講ずる。

外部要因

【エネルギー】
 エネルギー資源の安定確保は、中国、インド等の新興国を含む世界経済の成長に伴うエネルギー需要動向、産油国や他の消費国の政策、及び産油国の政治・治安情勢の影響を受ける。また、国際的なエネルギー安全保障の強化のために必要な措置を国内的に実施するとの観点からは、わが国のエネルギー事情及びそれと関連する国内関係省庁の国内施策等との関連を十分に踏まえる必要がある。

【食糧問題】
 食糧の安定確保面については、干魃等の自然災害、人口増加や途上国の所得水準の向上による食糧需要の動向等の影響を受ける。また、食糧の安定供給を図るための国際協力や国際的なルール作りに参画する上で、わが国の農業事情及び関連する国内関係省庁の国内施策等との関連を十分に踏まえる必要がある。

【漁業、海賊問題、国連海洋法条約の効果的な運用と発展】
 (1) 鯨類資源を含め、海洋生物資源の保存と持続的利用については、各国政府の政策如何によって国際協力の度合い及びその方向性は左右され、また、国際世論や各国の国内世論がこれに与える影響も大きい。
 (2) 海賊対策に係る国際協力については、各国の主権行使にも関わるため、関係国の意向を踏まえつつ進展させていく必要がある。
 (3) 国連海洋法条約の効果的な運用と発展に関しては、関係国の政策により、我が国の関心が反映されるか否かは左右される。

投入資源

予算	平成15年度	平成16年度
	31	45.6
国際会議参加費	86	75
国際エネルギーフォーラム 常設事務局拠出金	49	14
北東アジア経済フォーラム 拠出金	24	22
(注) 本省分予算	単位：百万円	
人的投入資源 (定員ベース)	13	30
(注) 本省分職員数	単位：人	

(経済安全保障課は、平成16年8月の機構改革で、それまでの国際エネルギー課、海洋室、漁業室及び開発途上地域課の一部の業務を統合した形で組織された。)

<p>政策の評価</p>	<p>【目的達成に照らしての評価の切り口】</p> <p>【エネルギー】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・我が国のエネルギー安全保障強化への貢献 <p>【食糧】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・我が国の食糧安全保障強化への貢献 <p>【漁業、海賊問題、国連海洋法条約の効果的な運用と発展】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際的な漁業資源管理と海洋環境保全のための協力への参画 ・各国際漁業管理機関における IUU（違法・無報告・無規制）漁業対策の推進 ・IWCにおける同じ立場の加盟国との連携強化、持続的利用の原則の支持の働きかけ ・海賊対策に係る国際協力の具体化 ・国連海洋法条約の効果的な運用と発展に対する貢献
<p>【政策の目的達成状況】</p>	<p>【エネルギー】</p> <p>(1) わが国のエネルギー安全保障強化への貢献 ></p> <p>エネルギー安全保障の強化においては、国際的なエネルギー需給の逼迫が懸念される中、わが国が積極的に参画した以下のような取組の強化により、急激に増加するエネルギー需要を満たすための産油国における生産の拡大及び更なる拡大に向けての努力が継続されている。また、エネルギー生産性の低い途上国等に求められる省エネ・エネルギー効率化の必要性についての認識の共有及び各国における取組の推進及び国際協力の強化が進展した。</p> <p>(2) アジア・大洋州諸国とのエネルギー協力強化</p> <p>(イ) 6月に青島で開催された第3回アジア協力対話外相会合においてエネルギー安全保障に関する政治文書の作成に貢献した。</p> <p>(ロ) 11月のAPEC首脳・閣僚会議において「APECエネルギー安全保障に関する包括的イニシアティブ（ケアンズ・イニシアティブ）」が承認された。</p> <p>(ハ) 11月の日中韓首脳会談で採択された「参加国間協力に関する行動戦略」におけるエネルギー安全保障に関する関係国の協調行動の策定に貢献した。（IEA等を通じた先進国間のエネルギー分野における協調強化）</p> <p>(ニ) IEAにおいては、石油途絶時における緊急時対応、高油価への対応等、他の先進国との取組を強化、特に10月にはわが国主導で高油価へのIEAとしての対応措置が発表された。</p> <p>(3) 産消対話の強化及び中東諸国を始めとするエネルギー生産国との良好な関係の維持・強化</p> <p>5月にオランダで開催された生産国と消費国の対話の場である国際エネルギーフォーラムや同フォーラム理事会等の機会を通じ、わが国は、産油国に対し石油の安定的かつ適切な供給の継続やそのために必要な投資の促進や環境整備を働きかけた。こうしたわが国を始めとする主要消費国の働きかけにより、サウジアラビア始め、主要産油国は原油の安定供給に向けた努力を継続している。</p> <p>【食糧関係】</p> <p>(1) わが国の食糧安全保障強化への貢献</p> <p>以下の取組等の推進により、今後の持続的な食糧の安定供給の強化、及び、わが国への安全で安定的な食糧の供給の確保等に貢献した。</p> <p>(イ) 栄養不足の問題に対し、農業開発、国際貿易、教育、技術移転等を含めた包括的な対策と食糧援助や食糧増産を実施した。</p> <p>(ロ) アジア地域で発生している鳥インフルエンザに関し、国際連合食糧農業機関（FAO）を通じ、感染が拡大したラオス、カンボジア、インドネシア及びベトナムの4ヶ国における防疫活動を支援すべく資金協力を行い、これら地域における鳥インフルエンザ被害の抑制に貢献した。</p> <p>(ハ) ダルフール地域の人道危機に際しては、穀物・野菜の種の配給等を行うFAO事業に対する支援を行った。</p> <p>【漁業、海賊問題、国連海洋法条約の効果的な運用と発展】</p> <p>(1) 国際的な漁業資源管理と海洋環境保全のための協力への参画</p>

- (イ) 地中海漁業一般委員会 (GFCM) の機能を充実させるため、平成 16 年 7 月、同委員会を設立する協定の改正を受諾した。これにより、わが国は、地中海等における海洋生物資源の保存及び管理並びにその最適な利用の効果的な実施に一層貢献することが可能となった。
 - (ロ) 中西部太平洋まぐろ類条約 (WCPFC) に関し、同条約の条約水域におけるまぐろ類の保存管理措置の決定に関わるため、平成 16 年より、締結作業を鋭意行っており、平成 17 年 3 月、国会提出を閣議決定した。この条約の締結により、条約水域におけるまぐろ類の適切な保存・管理が行われることとなり、我が国において安定したかつお・まぐろ漁業の発展が見込まれる。
- (2) 各国際漁業管理機関における IUU (違法・無報告・無規制) 漁業対策の推進
- (イ) 平成 16 年 11 月に開催された第 14 回大洋まぐろ類国際保存委員会 (ICCAT) 特別会合において、我が国より台湾漁船による IUU 漁業につき指摘した結果、台湾は ICCAT における保存管理措置効果の減殺国と特定され、来年度会合で改善されない場合、台湾産まぐろの輸入禁止措置が実施される可能性が高くなった。これにより、IUU 漁業の廃絶に向けた取組の一層の進展が図られた。
 - (ロ) 平成 17 年 3 月、「海洋生物資源の持続的利用と責任ある漁業の確立」国際シンポジウムを開催し、約 110 名の参加を得た。同シンポでは、漁業関連国際機関の局長や議長による講演がなされた。また、会場より各機関の活動などについて活発な質問、意見交換が行われたことに示されるように、わが国が目指す漁業政策への理解を広げる機会が得られた。
- (3) IWC における同じ立場の加盟国との連携強化、持続的利用の原則の支持の働きかけ
- (イ) 平成 16 年 5 月に捕鯨に理解のある IWC 加盟国の代表を我が国に招聘した。参加国が、海洋水産資源の持続的利用という同じ立場で対処することを確認したことに示されるように、IWC における協力関係の維持増進が図られた。
 - (ロ) 鯨類資源の持続的利用を支持する国の IWC への新規加盟を働きかけた。これによって、平成 16 年 7 月の IWC ソレント年次会合までに 4 カ国が新規加盟し、我が国の立場を支持した。
 - (ハ) 関係者の訪米時や国際捕鯨委員会 (IWC) 会合などの機会に米国側と積極的に対話を行った。これによって、ソレント年次会合では、商業捕鯨の再開などの主要問題については依然として厳しい情勢ではあったものの、我が国湾岸捕鯨地域の救済を IWC が取り上げることに関する決議が米国等の協力によりコンセンサスで採択されるなど、「反捕鯨国」側から一定の建設的な対応を引き出すことができた。
- (3) 海賊対策に係る国際協力の具体化
- (イ) アジア海賊対策地域協力協定の早期採択に向け、議長国としてイニシアティブを発揮し、平成 16 年 11 月、同協定の採択を実現した。
 - (ロ) 第 59 回国連総会決議「海洋及び海洋法」の非公式協議において、海賊対策に係る地域協力協定の重要性を訴える文言の挿入を提案し、実現した。
- (4) 国連海洋法条約の効果的な運用と発展に対する貢献
- (イ) 第 59 回国連総会決議「海洋及び海洋法」の非公式協議において、締約国による大陸棚延長申請準備の促進を図るため、締約国間で意見交換を促す文言の挿入を提案し、実現した。なお、同決議を踏まえ、わが国としては、平成 18 年 3 月に外務省等の主催で「大陸棚延長に関するシンポジウム」を開催すべく鋭意作業を行っている。
 - (ロ) 「国連非公式協議プロセス」、国連総会決議「海洋及び海洋法」に関する非公式協議、国連海洋法条約締約国会合等に積極的に参画したほか、わが国出身の大陸棚限界委員会委員の同委員会会合への出席等を支援した。
 - (ハ) オホーツク海におけるロシアの大陸棚限界延長申請に対し、北方四島があたかもロシアの領土であるかのような情報を含んでいたため、これに口上書等で抗議を行い、その結果、ロシアに対して我が国との間で協議を行うよう勧告が出されたことを踏まえ、5 月に東京で技術的協議を行った。これによって、北方四島に対する日本の立場は確保された。
 - (ニ) 南極大陸を基点にした豪の大陸棚限界延長申請に対し、ノンクレイマントとしての立場が損なわれないよう南極におけるいかなる国家の領土主権又は領土についての請求権等も認めない旨の口上書を、2 月に大陸棚限界委員会へ発出した。
 - (ホ) 各国の大陸棚限界延長申請に向けた取組を調査すべく、11 月に専門家を NZ 及び豪に派遣し、両国の専門家と協議を行った。これによって、我が国にとって参考となる他国の取り組み状況を

	<p>認知することができた。</p>
<p>【目的と手段の關係の適切性】</p>	<p>【エネルギー・食糧】</p> <p>(1) エネルギー資源の殆どを海外からの供給に依存する我が国としては、我が国自身のエネルギー安定供給の確保のためにも、世界的なエネルギー生産能力を高めることが必要であり、そのためには、投資の増大及び生産能力の拡大の実現に向けた産油国への働きかけや産油国との対話の強化が不可欠である。また、エネルギー需要の増大が著しいアジア地域等に対しては、エネルギー消費と密接に関連する経済成長と環境保護を実現しつつ、そのエネルギー安全保障の強化を図るために、政府開発援助等も活用しつつ、わが国自身の省エネ・エネルギー効率分野での経験や技術の共有・移転を図っていくことが効果的である。</p> <p>(2) また、食糧問題についても、生産国と消費国という構図の中、我が国の食糧の安定供給のためには、まず飢餓を始めとする国際的な食糧問題に取り組み、世界全体の食糧供給の安定を図ることが、結果的に我が国の食糧の安定供給に裨益するものであるため、FAOを始めとする国際食糧機関の活動を支援し、食糧援助・増産援助の実施を行うことは必要である。</p> <p>【漁業、海賊問題、国連海洋法条約の効果的な運用と発展】</p> <p>(1) 海洋生物資源の保存と持続的利用の確保のためには、国際漁業管理機関の機能充実を図るとともに、それら活動への参画を図ることが重要である。</p> <p>(2) 国際漁業管理機関における便宜置籍漁船等 IUU(違法・無報告・無規制)漁業対策を推進するため、関連国際会議における議論を主導することが重要である。</p> <p>(3) 鯨類資源の保存と持続的利用の確保のため、IWCにおける捕鯨推進派の加盟国との協調、持続的利用の原則の支持の積極的働きかけ、捕鯨問題に関する「反捕鯨国」(特に米国)との対話等を実施することが重要である。</p> <p>(4) 海賊対策に係る国際協力の具体化のため、関連国際会議における議論を主導することとともに、協力の枠組みを作成し、実施することが重要である。</p> <p>(5) 国連海洋法条約の効果的な運用と発展のため、特に「国連非公式協議プロセス」及び国連総会決議「海洋及び海洋法」に関する非公式協議への積極的参画を図るとともに、我が国の関心事項を国際的な議論において周知及び反映させることが重要である。また、我が国の200海里を超える大陸棚の設定に関して、各国の申請の我が国の限界設定に与える影響への対応及び関係国や関連会議への対応等を行うことが重要である。</p>
<p>分析</p>	<p>(1) 原油価格の上昇の背景には、需給両面にわたる構造的な問題があるが、供給面では探鉱・開発から生産に至るまでは時間を要すること、また、エネルギー効率の改善のための制度・政策的枠組み作りや技術の移転には時間を要することから、関係国間での中長期的な粘り強い取組みが必要となる。そのため、短期的には、関連の施策の効果が明らかになりにくいとの側面はあるが、各国における関連の施策の実施に必要な共通認識については相当程度共有が図られるとともに、必要な政策の実施についても急速ではないが着実な進展が見られると評価できる。</p> <p>(2) 食糧問題は、人的・自然災害の影響を大きく受け、その影響は国境を越え一国が処理できる能力を超える場合があり、偶発的な要因を持った国際的な問題が与える影響は大きいとの側面はあるが、その一方で、食糧の安定供給のためには、その持続的生産のために不可欠な農業開発等を中長期的な観点から進める必要がある。</p> <p>(3) 海洋生物資源の保存と持続的利用に関する取組の全般に関して着実な進展が見られているものの、鯨類資源の保存と持続的利用に関しては、非科学的かつ感情的な鯨類保護を主張する一部政府、NGOが存在する中、依然として商業捕鯨の再開の実現は容易ではなく、粘り強い長期的な取組が必要である。</p> <p>(4) 海賊対策に係る国際協力はこれまで着実に進展している。本件は各国の主権行使にも関わる問題であることから、拙速な行動は関係国の反発を招く恐れもあり、関係国の意向を踏まえつつ慎重に粘り強く取り組んでいく必要がある。</p> <p>(5) 国連海洋法条約の効果的な運用と発展に関しては、関係国政府の政策に左右されるところはあるものの、引き続き積極的かつ効果的に貢献していく必要がある。</p>
<p>【今後の課題】</p>	<p>原油価格は依然高止まりを続けており、このまま高止まりが続けば、経済に悪影響を及ぼしかねない状況となっている。我が国としては、価格安定化に向けて、国際社会の協調が強化されるよう働きかけていくことが必要。</p> <p>特に経済成長に伴いエネルギー需要が急増しているアジア諸国については、今後のその動向が国際的なエネルギー情勢や地域の安定にも大きな影響を与えることが予想される。これらの国については、環</p>

	<p>境面にも配慮しながらエネルギーの安定供給を行っていく必要があるが、その一方で、これらの国については、エネルギー効率が低く、経済のエネルギー依存度が高いことから、省エネ・エネルギー効率の向上が有効な手段となっており、この分野での協力、働きかけが必要となる。</p>																		
<p>【政策への反映】 (予算、機構・定員要求への反映)</p>	<p>【一般的な方針】</p> <p>【エネルギー・食糧】</p> <p>エネルギー安全保障強化のための国際協調の推進と食糧問題への対策の強化。</p> <p>(1) 持続的で安定的なエネルギー供給のためには、エネルギー分野への投資の促進が不可欠なところ、既存の枠組みも活用しつつ、中東諸国等の産油国との多国間・二国間レベルでの協力を一層強化していく。</p> <p>(2) 食糧については、アジア地域で大流行した鳥インフルエンザの影響や、アフリカで発生した砂漠パッタの異常発生など、国際社会が一丸となって取り組まなければならない問題に引き続き取り組んでいく。また、わが国の安定的で安全な食糧確保との観点から、国際的なルール作りの重要性も増しているところ、このような取組に積極的に取り組んでいく。</p> <p>【漁業、海賊問題、国連海洋法条約の効果的な運用と発展】</p> <p>平成 17 年度は、特に、まぐろ漁業、捕鯨、海賊対策協力、200 海里を超える大陸棚の設定に関して取り組む。</p> <p>(1) 中西部太平洋まぐろ類条約の早期締結： 我が国の主要な水産物であるまぐろ類の約 80%は、本条約の対象水域にて漁獲されていることから、我が国のまぐろ漁業の安定した発展を図る見地から同条約の締結は重要である。</p> <p>(2) 鯨類資源の持続的利用を図るための IWC における取組： 日本では、水産物が国民の食生活の中で伝統的に重要な位置を占めており、国民 1 人当たりの水産物消費量は他国に比べて著しく多い一方、世界の海洋漁業資源は万言利用もしくは乱獲の懸念もあり、日本が国際漁業資源管理体制に積極的な役割を果たす意義は大きい。</p> <p>(3) アジア海賊対策地域協力協定の早期締結、及び同協定の発効に向けた各国の協定早期締結への働きかけ： 日本は石油や鉱物等のエネルギー資源の輸入を海上輸送に依存した海洋国家であり、海上輸送の脅威となり、地域全体の安定と経済の発展に大きな影響を及ぼす海賊問題への取り組みが重要である。地域協力協定の早期締結は、海賊対策を実効的にするために必要である。</p> <p>(4) 我が国の 200 海里を超える大陸棚の設定に資するための外務省としての取組の強化： 国土面積が小さく、天然資源の乏しい日本にとって、周辺海域の大陸棚に埋蔵される海底資源の経済的な重要性は大きく、この権益を確保するための取り組みは重要である。</p> <p>【事務事業の扱い】</p> <p>【エネルギー・食糧】</p> <table border="0"> <tr> <td>アジア・太平洋地域におけるエネルギー協力強化</td> <td>今のまま継続</td> </tr> <tr> <td>IEA、G8 等を通じた先進国間のエネルギー分野における協調強化</td> <td>今のまま継続</td> </tr> <tr> <td>産消対話の強化及び中東諸国を始めとするエネルギー生産国との良好な関係の維持・強化</td> <td>今のまま継続</td> </tr> <tr> <td>食糧問題、FAO (国連食糧農業機関) 等の食糧、農業関係国際機関を通じ、食糧問題、農業開発問題に関わる支援の積極的実施</td> <td>内容の見直し</td> </tr> </table> <p>【漁業、海賊問題、国連海洋法条約の効果的な運用と発展】</p> <table border="0"> <tr> <td>国際漁業機関での資源保存と利用交渉への積極的参加。海洋生物資源の保存と持続的利用の原則確保のための国際的協力の推進</td> <td>今のまま継続</td> </tr> <tr> <td>各地域漁業機関における便宜置籍漁船等 IUU (違法・無報告・無規制) 漁業対策の推進、及び国内での対策が国際ルールと整合的に実施されるよう関係省庁との協力</td> <td>今のまま継続</td> </tr> <tr> <td>捕鯨問題に関する日米対話の継続</td> <td>今のまま継続</td> </tr> <tr> <td>我が国船舶の安全な航行確保のための海賊問題への積極的対応及びそのための国際協力の推進</td> <td>拡充強化</td> </tr> <tr> <td>「国連海洋法条約体制」の効果的な運用と発展に対する我が国の積極的かつ効率</td> <td>今のまま継続</td> </tr> </table>	アジア・太平洋地域におけるエネルギー協力強化	今のまま継続	IEA、G8 等を通じた先進国間のエネルギー分野における協調強化	今のまま継続	産消対話の強化及び中東諸国を始めとするエネルギー生産国との良好な関係の維持・強化	今のまま継続	食糧問題、FAO (国連食糧農業機関) 等の食糧、農業関係国際機関を通じ、食糧問題、農業開発問題に関わる支援の積極的実施	内容の見直し	国際漁業機関での資源保存と利用交渉への積極的参加。海洋生物資源の保存と持続的利用の原則確保のための国際的協力の推進	今のまま継続	各地域漁業機関における便宜置籍漁船等 IUU (違法・無報告・無規制) 漁業対策の推進、及び国内での対策が国際ルールと整合的に実施されるよう関係省庁との協力	今のまま継続	捕鯨問題に関する日米対話の継続	今のまま継続	我が国船舶の安全な航行確保のための海賊問題への積極的対応及びそのための国際協力の推進	拡充強化	「国連海洋法条約体制」の効果的な運用と発展に対する我が国の積極的かつ効率	今のまま継続
アジア・太平洋地域におけるエネルギー協力強化	今のまま継続																		
IEA、G8 等を通じた先進国間のエネルギー分野における協調強化	今のまま継続																		
産消対話の強化及び中東諸国を始めとするエネルギー生産国との良好な関係の維持・強化	今のまま継続																		
食糧問題、FAO (国連食糧農業機関) 等の食糧、農業関係国際機関を通じ、食糧問題、農業開発問題に関わる支援の積極的実施	内容の見直し																		
国際漁業機関での資源保存と利用交渉への積極的参加。海洋生物資源の保存と持続的利用の原則確保のための国際的協力の推進	今のまま継続																		
各地域漁業機関における便宜置籍漁船等 IUU (違法・無報告・無規制) 漁業対策の推進、及び国内での対策が国際ルールと整合的に実施されるよう関係省庁との協力	今のまま継続																		
捕鯨問題に関する日米対話の継続	今のまま継続																		
我が国船舶の安全な航行確保のための海賊問題への積極的対応及びそのための国際協力の推進	拡充強化																		
「国連海洋法条約体制」の効果的な運用と発展に対する我が国の積極的かつ効率	今のまま継続																		

的な貢献

【概算要求、機構・定員要求への反映】

	概算要求	機構要求	定員要求
反映方針			

第三者の意見

【エネルギー】

21市勉・日本エネルギー経済研究所常務理事、「日本経済新聞」平成 17 年 1 月 30 日

「エネルギー政策は、外交、安全保障、通商、環境、技術開発などの政策と切り離しては考えられない。」

「日本経済新聞」平成 17 年 3 月 18 日

「省エネなど石油消費の抑制努力とともに、産油国、消費国が協調して新規の油田開発や代替エネルギーの実用化など、総合的なエネルギーの供給拡大で協力すべき時代。日本も原油高騰の経済への影響を真剣に受け止める必要がある。」

「日本経済新聞」平成 16 年 8 月 22 日

「日本は自国にとどまらず、少なくともアジアを視野に入れたエネルギー安全保障論に転換する必要がある。(中略)日本はアジアの原油共同備蓄や油田、ガス田の開発、発電能力の強化、環境対策などアジアのエネルギー安定に積極的にかかわることで、アジアの経済成長を高めることができる。石油や天然ガスの調達で、アジア各国と争うより、協調することが日本経済にプラスとなる。」

「朝日新聞」平成 17 年 6 月 18 日

「今のうちにエネルギー政策をしっかりと打ち立てておかないと、取り返しのつかない事態になりかねない。そのカギは三つ、外交、備蓄、省エネルギー・新エネルギーである。」

【漁業】

平成 17 年 6 月 27 日『東京新聞』

「商業捕鯨再開へ向けた働きかけ」

韓国で開かれていた第五十七回国際捕鯨委員会（IWC）年次総会は、商業捕鯨の再開見送りなどを決めて閉幕した。商業捕鯨再開の決定には総会で四分の三以上の賛成が必要である。捕鯨・反捕鯨の両勢力が拮抗している状態ではまだ再会の道は遠いが、捕鯨支持国は徐々に増えている。日本の調査捕鯨中止を求めてオーストラリアなどの反捕鯨国が提出した「調査捕鯨中止決議」は賛成三十、反対二十七、棄権一で可決されたものの、両者の差は過去最小の三票にまで縮まった。日本の調査捕鯨には、途上国などから自国沿岸での調査を求めてくるなど期待が高まっている。日本国内には IWC からの脱退論もあるが、国際的孤立は避けるべきだ。粘り強く“鯨外交”を展開して捕鯨支持国の拡大に努めることが重要だ。

【海賊問題】

平成 16 年 3 月 16 日『読売新聞』社説

「海賊対策における国際協力の強化」

日本の輸入原油のほとんどは、マラッカ海峡を通過して運ばれる。だが、マラッカ海峡は、マレーシア、インドネシア、シンガポールの 3 国の領海が入り組んでおり、海賊の取り締まりが難しいとされてきた。各国の協力を促進するため、2004 年 11 月に 3 国を含む東南アジア諸国連合（ASEAN）加盟国と、日本、中国、韓国などが「アジア海賊対策地域協力協定」を採択した。小泉首相が 2001 年に提唱したもので、海賊に関する情報共有システムと協力体制の構築、海上警備機関の相互協力強化などが盛り込まれている。同協定に基づき、各国は国内法などの整備を急ぐべきだ。海賊対策の徹底へ国際協力を強化しなければならない。

評価総括組織のコメント

- ・ エネルギー等の資源の安定供給の確保という政策目的に向けての実績が包括的かつ具体的にあげられている。
- ・ 政策目的との関係における分析は困難であるが、評価の切り口に沿って実績及び成果の評価が明ら

かとなっている。

- ・ 今後の課題及び評価を踏まえた政策の方向性は、概ね妥当であるが、更なる重点化を試みる余地がある。
- ・ 17年度の重点外交政策である。
- ・ 18年度の重点外交政策である。

事務事業の評価

<p>事務事業名</p>	<p>アジア・大洋州諸国とのエネルギー協力強化</p>	
<p>施策の内容及び必要性</p>	<p>【内容・必要性】</p> <p>わが国のエネルギー安全保障を強化するためには、エネルギー投資の促進や省エネ・エネルギー効率化等、需給両面での国際協力や国際的な枠組作りが重要であり、とりわけ、エネルギー需要が急増しているアジア諸国とのエネルギー分野での協力の強化が不可欠となっている。</p> <p>このような背景を踏まえ、わが国としては、以下の取組等を通じ、二国間・地域・多数国間レベルの枠組みを活用しつつ、アジア・太平洋地域のエネルギー安全保障の強化を推進している。</p> <p>【平成 16 年度の実績】</p> <p>下記の各会議における議論に積極的に参加、貢献した。</p> <p>(1) 第 3 回アジア協力対話 (ACD) 外相会合 (6 月、於：青島)</p> <p>(2) APEC 首脳閣僚会合 (11 月、於：サンチアゴ)</p> <p>(3) 日中韓首脳会談 (11 月、於：ピエンチャン)</p> <p>(4) 東アジアにおけるエネルギー協力強化のためには、政府レベルのみならず民間レベルでの協力の推移が重要であることから、セミナー開催への協力等を通じ、民間レベルの関連の取組を支援した。</p>	
<p>具体的成果 (有効性)</p>	<p>一連の会議におけるわが国の働きかけもあり、エネルギー安全保障強化の必要性について地域の国々の間で共通の認識が醸成されるとともに、今後取るべき具体的措置・方向性についても域内諸国で相当程度合意が得られた。各会議における具体的な成果の例は以下のとおり。</p> <p>(1) 6 月に青島で開催された第 3 回アジア協力対話外相会合においてエネルギー安全保障に関する政治文書の作成に貢献した。右文書においては、地域のエネルギー協力の重要性について言及された。</p> <p>(2) 11 月の APEC 首脳・閣僚会議にて、「APEC エネルギー安全保障に関する包括的イニシアティブ (ケアンズ・イニシアティブ) 」が承認された。</p> <p>(3) 11 月の日中韓首脳会談で採択された「参加国間協力に関する行動戦略」におけるエネルギー安全保障に関する関係国の協調行動の策定に貢献した。(IEA 等を通じた先進国間のエネルギー分野における協調強化)</p> <p>(4) 日中韓においては、今後の東アジア・エネルギー協力のあり方を検討すべく外交当局間でエネルギー対話を実施し、エネルギー消費国としての共通の基盤に基づき、協力の基本的方向について議論された。その結果については、日中韓外相に報告された。</p>	
<p>総合的評価</p>	<p>結果</p>	<p>拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止</p> <p>(具体的対応方針：特にバイやマルチでの取組を通じ、東アジア地域のエネルギー安全保障強化に向けた具体的な協力を推進する。)</p>
	<p>理由</p>	<p>アジア地域、特に東アジア地域は今後もエネルギー需要の急激な伸びが見込まれることから、地域全体の利益を踏まえ、エネルギー資源の安定供給及び効率的な使用についての対話・協力を促進していく必要がある。</p>

事務事業の評価

事務事業名	IEA、G8等を通じた先進国間のエネルギー分野における協調強化	
事業の内容及び必要性	<p>【内容・必要性】</p> <p>近年の原油価格の高騰の背景には、中国等の経済成長に伴う需要の増大やそれに見合う十分な投資がなされていないこと等が挙げられるが、こうした問題への対処においては、国際社会の幅広い分野での取組が必要である。</p> <p>国際エネルギー機関は、第1次石油危機直後に設立された国際機関であるが、国際社会において、エネルギー安全保障の強化の分野で中心的な役割を果たしている。石油途絶等、緊急時対応については、エネルギー安全保障上の重要な政策であるが、IEAは設立以来その対応を行う唯一の機関である。また、IEAは、エネルギー技術等の活用を通じたエネルギー効率の改善、代替エネルギーの利用促進の分野で重要な役割を果たすとともに、エネルギー問題に関し最も専門性を有する国際機関として、石油市場の動向、中長期的な世界エネルギー事情、及び国別のエネルギー情勢等についての有用な情報を提供している。海外にエネルギー資源の殆どを依存している我が国としては、こうしたIEAの活動に対し積極的に参加・貢献する必要がある。</p> <p>また、G8においても、近年、エネルギー及び環境問題が大きく取り上げられている。わが国としては、G8の場において、特にエネルギー効率化や省エネといった分野でのわが国自身の経験を踏まえ、G8諸国及び他の主要エネルギー消費国に対し関連の取組強化を積極的に働きかけている。</p> <p>【平成16年度の実績】</p> <p>省エネ、エネルギー効率化、代替エネルギーの導入促進に向けた長期協力や、これらの政策強化等につき、理事会等の場で合意されている。</p> <p>石油供給途絶等、緊急時対応に関しては、2004年10月、緊急時対応エキササイズが実施され、加盟国の緊急時対応の強化が図られた。</p>	
具体的成果	<p>(1) IEAでの活動を通じ、石油途絶時における緊急時対応をはじめ、省エネ、エネルギー効率化等、化石燃料の利用抑制に向けた諸政策を各国と協調して実施することにより、我が国のエネルギー安全保障の確保を実現した。</p> <p>(2) 気候変動問題に関するG8への取組に、エネルギー面から関与することにより、先進国間での省エネ、エネルギー効率化のみならず、途上国への技術移転等を通じて地球規模の環境・エネルギー問題の解決に貢献した。</p>	
総合的評価	結果	<p>拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止</p> <p>(具体的対応方針：供給途絶における緊急時対応や、エネルギー効率化・省エネを推進するための、エネルギー安全保障に対する国際協調体制を今後も維持していく。)</p>
	理由	<p>エネルギー安全保障の確立に当たっては、国際的な協調体制の構築が必要であり、エネルギー資源の殆ど海外に依存している我が国としては、今後もIEA等の場における国際協調体制を強化していく必要がある。</p>

事務事業の評価

事務事業名	産消対話の強化及び中東諸国を始めとするエネルギー生産国との良好な関係の維持・強化	
施策の内容及び必要性	<p>【内容・必要性】</p> <p>我が国は、世界有数のエネルギー消費大国でありながら、第1次エネルギーの殆どを輸入に依存するという極めて脆弱なエネルギー需給構造を有している。したがって、我が国のエネルギー安全保障の維持及び強化を図るためには、エネルギー投資の促進を通じた安定的なエネルギー供給、及び適切なエネルギー価格を維持するよう、エネルギー生産国側に働きかけていくことが必要である。</p> <p>わが国は、特に国際エネルギー・フォーラム（IEF）を通じてエネルギー生産国と消費国との相互理解・協力を促進している。現在第8回閣僚会合において合意された常設事務局がリヤドに設置された。</p> <p>【平成16年度の実績】</p> <p>(1)平成16年5月にオランダ・アムステルダムで「エネルギー分野への投資」を全体テーマとして第9回閣僚会合が開催された。同会合では、油価高騰に対する懸念が表明されるとともに、将来の需要を担うための継続した投資の必要性について産油国及び消費国双方の共通の理解が得られた。また、同フォーラムの常設事務局を中心として、石油市場の透明化を図るための「石油データ共同イニシアティブ：Joint Oil Data Initiative(JODI)」が推進されている。</p> <p>(2)石油輸出国機構（OPEC）は、湾岸諸国を始めとする主要産油国等が原油の供給量を決定する重要な国際機関である。平成16年度については、計5回総会が開催されているが、その動向は、石油市場安定の観点から大きく注目されている。わが国としては、このような機会にOPEC諸国に対し適切かつ安定的な供給の継続を働きかけた。</p>	
具体的成果（有効性）	<p>(1)わが国を含む関係国による関連の取組の強化により、平成16年度を通じ、安定的な石油供給の継続が確保された。</p> <p>(2)一方で、最近の原油価格の高騰の背景にある投資不足及び需要に見合う十分な量の生産能力の増大については、引き続き課題となっているが、先に述べた産消対話等の場を通じ、その必要性についての産油国・消費国双方の共通理解は深まった。</p>	
総合的評価	結果	<p>拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止</p> <p>(具体的対応方針：石油データ共同イニシアティブ（JODI）の活動を引き続き支援。また、国際エネルギーフォーラム等の枠組みを活用しつつ産消対話の促進、中東等の産油国との良好な関係を強化していく。)</p>
	理由	<p>原油価格の高止まり及び石油市場が不安定になる中、その安定のためには、石油市場についての適切且つ透明性の高いデータを提供することが必要であるが、この観点から、JODIの活動を支援することは有効。</p> <p>また、我が国自身の安定的なエネルギー供給を確保するためにも産消対話の場であるIEFは有効な国際フォーラムである。</p>

事務事業の評価

事務事業名	食糧問題、FAO（国連食糧農業機関）等の食糧、農業関係国際機関を通じ、食糧問題、農業開発問題に係わる支援を積極的に支援。	
事業の内容及び必要性	<p>【内容・必要性】</p> <p>食糧の持続的な生産と安定的かつ安全な供給を図るためには、人類の栄養及び生活水準を向上させ、食糧及び農産物の生産及び分配の効率を改善することが重要である。食糧の多くを海外からの供給に依存するわが国としては、食糧農業に関する調査研究・技術協力や国際的なルール作りの推進等を通じ、食糧農業問題やその他の一次産品に関する問題に積極的に取り組む必要がある。</p> <p>【平成 16 年度の実績】</p> <p>(1) FAO に関しては、国際条約・基準の策定、管理・運用（FAO / WHO 合同食品規格委員会（CODEX）、国際植物防疫条約、食糧農業植物遺伝資源条約等）その他条約の策定等にまでは至ってはいない国際的な関心事項（違法伐採や違法・無報告・無規制（IUU）漁業問題）についての取組みなど、国際的な検討や基準・制度作りに関する活動を実施しており、我が国としてもこれら取組みに参画。</p> <p>(2) また、FAO を通じた具体的なプロジェクトとして、農村の食糧自給・食糧生産増産、紛争・災害後の農漁業再開（スマトラ沖地震・津波、アフガニスタン等）、砂漠バッタ対策、鳥インフルエンザ対策等の分野で支援を実施した。</p> <p>(3) 一次産品に関しては、国際協力、一次産品の需給、市場の安定や食糧安全保障問題についての議論などを国際穀物理事会、国際コーヒー機関において行った。</p>	
具体的成果	<p>鳥インフルエンザ、砂漠バッタ等の防疫活動に対する支援を通じて、当該防疫活動の実施地域における被害が抑制された。また、同支援により、現地での被害対策に対する体制の強化等に貢献している。FAO における国際的な基準作りについては、議論を継続しており、今後、条約やガイドラインの策定により食糧の持続的な生産や安定的な供給、農林水産業の生産性の向上等に向けての取組が行われている。</p> <p>一次産品に関しては、貿易に関する国際協力の促進、市場への安定供給等に寄与するための方策等について検討し、穀物貿易規約の延長を決定した。</p>	
総合的評価	結果	<p>拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止</p> <p>（具体的対応方針：</p> <p>(1) 食糧問題、農業開発問題に関わる支援、国際的な基準作り、情報の収集等を実施する。</p> <p>(2) 理事会等における一次産品の貿易についての国際協力、市場の安定や食糧援助等に関する議論などに今後も参加し、国際協調を進める。）</p> <p>(3) わが国は、FAO の第二位の分担金拠出国として、飢餓・貧困問題への取組や基準・制度づくり等の FAO の活動が我が国の政策目的を達成する上でより効率的・効果的となる様、財政の健全化を含む FAO の改革を推進する。</p>
	理由	<p>(1) FAO は、食糧問題についての国際的基準作り、国際的な食糧安全保障強化に一定の役割を果たしており、我が国の食糧安全保障の確保の観点からの活用が検討しうる。</p> <p>(2) 商品協定については、国際社会における食糧政策、食糧援助政策などに係る議論の場で我が国の政策や考え方を主張する機会を得るとの観点から継続して参加していく必要がある。</p>

事務事業の評価

事務事業名	国際漁業機関での資源保存と利用交渉への積極的参加。海洋生物資源の保存と持続的利用の原則確保のための国際的協力の推進	
施策の内容及び必要性	<p>【内容・必要性】</p> <p>我が国は世界有数の漁業国かつ水産物輸入国であるが、世界の漁業資源の4分の3は上限まで利用されているか、それを超え乱獲状況にあるとの懸念が国際的に広まりつつある。こうした中、海洋生物資源の保存と持続的利用の確保のため、国際漁業管理機関での資源保存と利用交渉への積極的参加が必要。</p> <p>我が国のまぐろ類年間漁獲量の約80%は、我が国の沿岸海域を含む中西部太平洋まぐろ類条約(WCPFC)の対象水域にて漁獲されており、同条約をまだ締結していない我が国は、同水域の資源の保存管理に関わるため、同条約を早期に締結する必要がある。</p> <p>【平成16年度の実績】</p> <p>大西洋まぐろ類保存国際委員会(ICCAT)会合、地中海漁業一般委員会(GFCM)会合等の国際漁業管理機関の会合に参加。</p>	
具体的成果(有効性)	<p>(1) 地中海漁業一般委員会(GFCM)の機能を充実させるため、平成16年度7月、同委員会を設立する協定の改正を受諾した。右により、我が国は、地中海等における海洋生物資源の保存及び管理並びにその最適な利用の効果的な実施に一層貢献することが可能となった。</p> <p>(2) 中西部太平洋まぐろ類条約(WCPFC)に関し、同水域におけるまぐろ類の保存管理措置の決定に関わるため、平成16年度より、締結作業を鋭意行っており、平成17年3月に国会提出を閣議決定した。同条約の締結による、日本の同水域におけるまぐろ類の保存管理措置の取り組みに参加は、我が国の安定した漁業の発展に資するものである。</p>	
総合的評価	結果	<p>拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止</p> <p>(具体的対応方針：引き続きまぐろ類の資源を持続的に利用できるように、我が国が中西部まぐろ類条約を始めとする各漁業管理機関の会合に積極的に出席し、プレゼンスを高める。)</p>
	理由	<p>引き続き、責任ある漁業国として国際漁業管理機関での資源保存と利用交渉に積極的に参加することを通じ、海洋生物資源の保存と持続的利用の確保のための国際協力を推進する必要がある。</p>

事務事業の評価

事務事業名	各地域漁業機関における便宜置籍漁船等 IUU（違法・無報告・無規制）漁業対策の推進、及び国内での対策が国際ルールと整合的に実施されるよう関係省庁と協力。	
施策の内容及び必要性	<p>【内容・必要性】</p> <p>近年、台湾のマグロ延縄漁船による IUU（違法・無報告・無規制）漁業が世界各地の漁場で行われており、右による漁業資源の悪化が懸念されている。</p> <p>我が国は世界有数の漁業国かつ水産物輸入国であるが、世界の漁業資源の4分の3は上限まで利用されているか、それを超え乱獲状況にあるとの懸念が国際的に広まりつつある。こうした中、海洋生物資源の保存と持続的利用の確保のため、IUU 漁業対策の推進に関する国際協力に積極的に取り組んでいく必要がある。</p> <p>【平成 16 年度の実績】</p> <p>(1) 平成 16 年 11 月に開催された第 14 回大西洋まぐろ類国際保存委員会（ICCAT）特別会合において、我が国より台湾漁船による IUU 漁業につき指摘した。</p> <p>(2) 平成 17 年 3 月には、「海洋生物資源の持続的利用と責任ある漁業の確立」国際シンポジウムを開催し、約 110 名の参加を得た。</p>	
具体的成果	<p>ICCAT 特別会合でのわが国の指摘の結果、台湾は ICCAT における保存管理措置効果の減殺国と特定され、来年度会合で改善されない場合、台湾産まぐろの輸入禁止措置が実施される可能性が高くなり、IUU 漁業の廃絶に向けた取組の一層の進展が図られたと言える。</p> <p>「海洋生物資源の持続的利用と責任ある漁業の確立」国際シンポジウムにおいて、IUU 漁業の防止について様々な国際機関での活動や国際法上の問題点等について説明、議論が行われた結果、我が国が目指す漁業政策への理解の促進が図られたと考えられる。</p>	
総合的評価	結果	<p>拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止</p> <p>(具体的対応方針：国際漁業管理機関を通じ、各国の協力と共に IUU 漁船の廃絶に向けた対策を続けていく。)</p>
	理由	<p>引き続き、責任ある漁業国として国際漁業管理機関での IUU 漁業対策の推進に関する国際協力に積極的に取り組んでいくことを通じ、海洋生物資源の保存と持続的利用の確保のための国際協力を推進する必要がある。</p>

事務事業の評価

事務事業名	捕鯨問題に関する日米対話の継続	
事業の内容及び必要性	<p>【内容・必要性】</p> <p>捕鯨に関しては、近年、国際捕鯨委員会（IWC）の場において、鯨類資源について、資源保護に偏重して持続的利用を阻害する主張を行う国が少なくない。こうした中、IWCにおける捕鯨推進派の加盟国との協調、及び持続的利用の原則の支持の積極的働きかけ、捕鯨問題に関する「反捕鯨国」（特に米国）との対話等により、鯨類資源の保存と持続的利用の確保を図る必要がある。</p> <p>【平成 16 年の実績】</p> <p>（ 1 ）平成 16 年 5 月に捕鯨に理解のある IWC 加盟国の代表を我が国に招聘し、IWC における協力関係の維持増進を確認した。</p> <p>（ 2 ）鯨類資源の持続的利用を支持する国の IWC への新規加盟を働きかけた。</p> <p>（ 3 ）関係者の訪米時や国際捕鯨委員会（IWC）会合などの機会に米国側と積極的に対話を行った。</p>	
具体的成果	平成 16 年 7 月の IWC ソレント年次会合までに 4 カ国が新規加盟し、我が国の立場を支持した。同年次会合では、商業捕鯨の再開などの主要問題については依然として厳しい情勢ではあったものの、我が国沿岸捕鯨地域の救済を IWC が取り上げることに係る決議が米国等の協力によりコンセンサスで採択されるなど、「反捕鯨国」側から一定の建設的な対応を引き出すことができた。	
総合的評価	結果	<p>拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止</p> <p>（ 具体的対応方針：近年取組を強化してきた本事業については、引き続き強化された努力を継続し、我が国と共通の立場にある各国との協力関係を維持増進すると共に、鯨類を含む海洋生物資源の適切な管理・保存には科学的根拠に基づく持続的利用が必要であることを「反捕鯨国」側にもできるだけ理解を得るよう働きかける。）</p>
	理由	非科学的かつ感情的な鯨類保護を主張する一部政府、NGO が存在する中、依然として商業捕鯨再開への道筋はついていない。一方で、一部の鯨種は増加している。また、海洋生態系の頂点にある鯨が大量の海洋生物を捕食していることが明らかとなっており、漁業と鯨との競合が深刻な問題となっており、したがって、海洋生物資源全体の適切な管理・保存のため、科学的根拠に基づく鯨類資源の持続的利用という我が国の立場について引き続き理解を求めていく必要がある。

事務事業の評価

事務事業名	我が国船舶の安全な航行確保のための海賊問題への積極的対応及びそのための国際協力の推進	
施策の内容及び必要性	<p>【内容・必要性】</p> <p>日本は四方を海に囲まれており、石油や鉱物等のエネルギー資源の輸入を海上輸送に依存した海洋国家である昨今の海賊事件の発生に見られるように、近年、東南アジアにおいて海賊事件は急増しており、我が国の海上輸送の脅威となっているだけでなく、この地域全体の安定と経済の発展にも大きな影響を及ぼしている。このような背景を踏まえ、アジアにおける海賊対策を一層効果的ならしめるため、国際協力を推進する必要がある。わが国は特に地域協力協定の早期採択に向けて、積極的に取り組んでいる。</p> <p>【平成 16 年度の実績】</p> <p>（ 1 ）アジア海賊対策地域協定に関し、東京にて会議を開催した。</p> <p>（ 2 ）第 59 回国連総会決議「海洋及び海洋法」の非公式協議に積極的に参加した。</p>	
具体的成果	<p>（ 1 ）アジア海賊対策地域協力協定の早期採択に向け、議長国としてイニシアティブを発揮し、平成 16 年 11 月、同協定の採択を実現した。この協定により、将来的には同協定対象水域における海賊取締の実効性の向上が見込まれる。</p> <p>（ 2 ）第 59 回国連総会決議「海洋及び海洋法」の非公式協議において、海賊対策に係る地域協力協定の重要性を訴える文言の挿入を提案し、実現した。</p>	
総合的評価	結果	<p>拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止</p> <p>（ 具体的対応方針：我が国のアジア海賊対策地域協力協定の早期締結に努めるとともに、他の関係各国に対しても早期締結を働きかけ、同協定の下での協力の早期実施に向け引き続きイニシアティブを発揮していく。また、同協定の下での協力の実施にあたり可能な貢献を行う。）</p>
	理由	アジア海賊対策地域協力協定は、平成 16 年 11 月に採択されたが、今後は、同協定の下での協力を早期に開始し、アジアにおける海賊対策を一層効果的ならしめるため、引き続きイニシアティブを発揮する必要がある。

事務事業の評価

事務事業名	「国連海洋法条約体制」の効果的な運用と発展に対する我が国の積極的かつ効率的な貢献	
施策の内容及び必要性	<p>【内容・必要性】</p> <p>我が国は四方を海に囲まれた海洋国家であり、海洋の秩序を維持・増進することの重要性は大きい。その観点から、海洋の法的秩序を包括的に規定する国連海洋法条約の効果的な運用と発展に対する貢献の必要がある。</p> <p>特に、国連海洋法条約では、沿岸国の200海里までの海底等をその大陸棚とするとともに、大陸縁辺部が200海里を超えて延びている場合には、海底の地形・地質等が一定の条件を満たせば、沿岸国は200海里を超える大陸棚を設定できるとしている。国土面積が小さいのみならず天然資源の乏しい島国日本にとって、周辺海域の大陸棚・深海底に埋蔵される海底資源の経済的な重要性は大きい。海底資源の安定的確保を通じた経済的権益の確保のため、同条約に基づき我が国の大陸棚の限界を最大350海里まで延長すべく、現在、内閣官房大陸棚調査対策室を中心に、関係省庁において周辺海域の海底地形・地質調査が進められており、外務省も、可能な貢献を積極的に行う必要がある。</p> <p>この施策は、大陸棚限界延長について、情報共有や意見・経験の交換は、全ての国連海洋法条約締約国の大陸棚延長申請準備に資するとの考え方の下、国益確保、国際協力の観点から非常に重要である。</p> <p>【平成16年度の実績】</p> <p>(1) 「国連非公式協議プロセス」、国連総会決議「海洋及び海洋法」に関する非公式協議、国連海洋法条約締約国会合等に積極的に参画したほか、我が国出身の大陸棚限界委員会委員の同委員会会合への出席等を支援した。</p> <p>(2) 第59回国連総会決議「海洋及び海洋法」において、締約国による大陸棚延長申請準備の促進を図るため、締約国間で意見交換を促す提案を行い、本件決議は11月に採択された。同決議を踏まえ、我が国としては、平成18年3月に外務省主催(国連大学共催)で「大陸棚延長に関するシンポジウム」を開催すべく鋭意作業を行っている。</p> <p>(3) オホーツク海におけるロシアの大陸棚限界延長申請に対し、北方四島があたかもロシアの領土であるかのような情報を含んでいたため、これに口上書等で抗議を行った。</p> <p>(4) 南極大陸を基点にした豪の大陸棚限界延長申請に対し、ノンクレイマントとしての立場が損なわれないよう南極におけるいかなる国家の領土主権又は領土についての請求権等も認めない旨の口上書を、平成17年2月に大陸棚限界委員会へ発出した。</p> <p>(5) 各国の大陸棚限界延長申請に向けた取組みを調査すべく、平成16年11月に専門家をNZ及び豪に派遣し、両国の専門家と協議を行った。</p>	
具体的成果	<p>(1) 海洋法に関する各種会合への積極的な参加を通じて、他国との情報交換、意見交換が促進された。</p> <p>(2) オホーツク海におけるロシアの大陸棚限界延長申請については、わが国が口上書等で抗議を行った結果、ロシアに対して我が国との間で協議を行うよう大陸棚限界委員会から勧告が出された。これを踏まえ、平成16年5月に東京で技術的協議を行なった。これによって、日本の立場は確保された。</p> <p>(3) 各国の大陸棚限界延長申請に関し、他国の専門家との協議を通じて、将来的に我が国の参考となる他国の取組み状況を把握することができた。</p>	
総合的評価	結果	<p>拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止</p> <p>(具体的対応方針：締約国による大陸棚延長申請準備に資するよう「大陸棚延長に関するシンポジウム」の内容を充実したものにしてい。また、国連各種協議・会合において、同シンポジウムの広報を強化していく。「国連海洋法条約体制」の効果的な運用と発展に対する我が国の積極的かつ効率的な貢献を図る。特に「国連非公式協議プロセス」及び国連総会決議「海洋及び海洋法」に関する非公式協議への積極的参画を通じて、我が国の関心事項を国際的に周知させる。また、我が国の大陸棚限界延長に関して、我が国の限界設定に対する影響への対応及び関係国や関連会議への対応等に取り組む。)</p>
	理由	<p>地球上の石油、石炭、天然ガスの多くが大陸棚に埋蔵し、これまでの予備的調査で我が国の国土以上に匹敵する地域が我が国大陸棚として延長できる可能性が出てきているなか、国土が狭く天然資源が乏しい島国日本の国益拡大・確保が必要である。また、本分野を主導するため、途上国へのキャパシティ・ビルディングに向けた取組みも必要である。</p>

【参考資料】

外交青書

外務省ホームページ

(経済 エネルギー)

- ・エネルギーをめぐる国際情勢と我が国の課題
- ・日本のエネルギー外交戦略とそれに向けての取り組み 等

(経済 海洋)

- ・海賊問題の現状と我が国の取り組み
- ・アジア海賊対策地域協力協定 等

(経済 漁業)

- ・漁業問題と外交
- ・捕鯨問題
- ・「国際捕鯨委員会 (I W C) 第 5 6 回 年 次 会 合 (ソ レ ン ト) の 結 果 概 要 」 (平 成 1 6 年 7 月)
- ・「まぐろの保存管理に関する国際的な取り組み」 等

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域 当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

それでも見つからない場合は、Google(<http://www.google.ne.jp>)のフリーワード検索にて、資料名・日付を入力し検索をしてください。